

# 新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編)

平成24年8月修正

新潟県防災会議

# 原子力災害対策編

## 目 次

### 第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲	1
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第5節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	3
第6節 用語の解説	9

### 第2章 災害予防対策

第1節 発電所における予措置等の責務	10
第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出	10
1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議	
2 原子力防災要員の現況等の届出	
第3節 報告の徴収、立入検査	10
第4節 原子力防災専門官との連絡調整	10
第5節 災害応急体制整備計画	11
1 計画の方針	
2 防災関係機関の体制の整備	
3 原子力防災センター	
4 広域的相互応援体制	
5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備	
6 食料・物資の備蓄	
第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画	12
1 計画の方針	
2 情報の収集・連絡体制の整備	
3 情報の分析整理	
4 通信手段の整備	
5 原子力防災対策上必要な資料の整備	
第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画	16
1 計画の方針	
2 住民や在勤者等に対する普及啓発項目	
3 教育機関における普及啓発	
4 災害時要援護者への配慮	
第8節 防災業務関係者研修計画	17
1 計画の方針	
2 研修の実施	

3	研修項目	
4	原子力事業者の研修計画	
第9節	原子力防災訓練計画	18
1	計画の方針	
2	訓練項目	
3	国の総合的な原子力防災訓練への参画	
4	市町村の原子力防災訓練への協力	
5	原子力事業者が実施する訓練	
第10節	緊急時モニタリング体制整備計画	19
1	計画の方針	
2	モニタリング体制等の整備	
第11節	緊急被ばく医療体制整備計画	20
1	計画の方針	
2	医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備	
3	原子力事業者における体制の整備	
第12節	避難・退避実施体制整備計画	21
1	計画の方針	
2	避難に係る計画の作成支援	
3	避難所、屋内退避所の整備	
4	災害時要援護者の避難・屋内避難体制の整備	
5	住民の避難状況等の確認体制の整備	
6	避難・屋内退避の住民への事前周知	
7	学校等における体制の整備	
第13節	広域避難体制整備計画	23
1	計画の方針	
2	避難所の確保・調整	
3	避難体制の整備	
第14節	緊急輸送活動体制等整備計画	25
1	計画の方針	
2	専門家等の移送体制の整備	
3	交通管理体制等の整備	
第15節	周辺住民等への的確な情報伝達体制整備計画	25
1	計画の方針	
2	情報伝達体制及び設備の整備	
3	地域コミュニティによる共助意識の醸成	
第16節	発電所等上空の飛行規制	26
1	飛行規制の要請	
2	航空交通管制機関との連絡調整	
第17節	複合災害時対応体制整備計画	27
1	計画の方針	

- 2 災害応急体制の整備
- 3 情報の収集・連絡体制等の整備
- 4 原子力防災に関する知識の普及啓発
- 5 研修及び訓練の実施
- 6 緊急時モニタリング体制の整備
- 7 緊急被ばく医療体制の整備
- 8 避難・退避実施体制の整備
- 9 緊急輸送活動体制の整備
- 10 周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部等の組織・運営	29
1 方針	
2 災害対策本部等の設置基準	
3 警戒本部の設置	
4 原子力災害対策本部の設置	
5 本庁連絡本部	
6 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣	
7 国の職員及び専門家等の派遣要請	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	33
1 方針	
2 未満事象等の通報・連絡	
3 特定事象発生情報等の通報・連絡	
4 応急対策活動情報等の連絡	
5 通信の確保	
第3節 広域的応援対応	37
1 方針	
2 応援要請	
3 自衛隊の派遣要請等	
4 防災活動拠点	
5 応援に係る留意事項	
第4節 緊急時モニタリング等	38
1 方針	
2 緊急時モニタリング等の態勢	
3 緊急時モニタリング等の組織及び業務	
4 緊急時モニタリングの実施	
5 緊急時モニタリング結果の報告と公表	
第5節 周辺住民等への的確な情報伝達活動	42
1 方針	
2 迅速かつ的確な情報提供	

3	原子力事業者の広報	
4	住民等からの問い合わせに対する対応	
第6節	避難・屋内退避実施に係る防護活動	44
1	方針	
2	避難・屋内退避等の指標	
3	避難・屋内退避等の対応方針	
4	避難・屋内退避の実施	
5	災害時要援護者の支援	
6	交通の規制及び立入制限等の措置	
7	避難所等の運営	
8	避難・屋内退避者の生活支援	
9	避難・屋内退避の解除	
第7節	治安の確保	50
1	方針	
2	警戒区域の設定等	
3	警戒区域への立入制限措置	
4	交通対策活動	
5	警戒警備活動	
6	飛行規制措置	
第8節	緊急被ばく医療の実施	52
1	方針	
2	緊急時医療本部の設置	
3	国等への応援要請	
4	緊急被ばく医療活動の実施	
5	安定ヨウ素剤等服用の指示	
6	二次緊急医療施設等への傷病者の搬送	
第9節	飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	54
1	方針	
2	飲料水、飲食物の摂取制限	
3	農林水産物の採取及び出荷制限	
4	飲料水及び飲食物の供給	
第10節	緊急輸送活動	56
1	方針	
2	緊急輸送活動	
3	緊急輸送のための交通確保	
4	輸送体制	
第11節	救助・救急及び消火活動	58
1	方針	
2	活動内容	
3	原子力事業者の消火体制	

4 海上における救助・救急対策	
5 空からの救助・救急対策	
第12節 防災業務関係者防護対策	59
1 方針	
2 防災業務関係者の安全確保	
第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	60
1 方針	
2 原子力事業者等の活動	
3 消防機関の活動	
4 警察機関の活動	
5 海上保安部署の活動	
6 県の活動	

#### 第4章 複合災害対策

第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	63
1 方針	
2 災害対策本部等の設置基準	
3 警戒本部の設置	
4 災害対策本部の設置	
第2節 複合災害時における応急対策	64
1 方針	
2 情報の収集・連絡	
3 緊急時モニタリング	
4 周辺住民等への情報伝達活動	
5 避難・屋内退避等	
6 緊急被ばく医療	
7 緊急輸送活動	
8 救助・救急及び消火活動	

#### 第5章 災害復旧対策

第1節 基本方針	67
第2節 放射性物質による汚染の除去等	67
第3節 各種制限措置の解除	67
第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	67
第5節 災害記録の作成及び相談窓口の設置等	67
1 災害地域住民の記録	
2 被害状況調査の実施	
3 災害対策措置状況の記録	
4 相談窓口の設置	
第6節 風評被害等の影響の軽減	68

第7節 被災中小企業等に対する支援	68
第8節 心身の健康相談体制の整備	68
第9節 物価の監視	68
第10節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣	68
第11節 原子力事業者からの要員の派遣	69

作成	昭和59年 6月21日	資料修正	昭和60年 7月25日
資料修正	昭和61年10月30日	資料修正	昭和62年 7月16日
資料修正	昭和63年 8月 4日	資料修正	平成 元年11月 2日
資料修正	平成 2年 9月 7日	資料修正	平成 3年11月 8日
資料修正	平成 4年 9月22日	資料修正	平成 6年 3月24日
資料修正	平成 7年 3月23日	資料修正	平成 8年 3月24日
資料修正	平成 9年 3月25日	資料修正	平成10年 3月25日
一部改正	平成11年 3月31日	全面修正	平成13年 3月29日
			平成13年 6月22日
一部改正	平成14年 3月28日	一部改正	平成15年 3月17日
一部改正	平成19年 7月25日	一部改正	平成21年 9月 7日
一部改正	平成24年 ○月 ○日		

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、新潟県民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

この計画は、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「新潟県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として作成したものであり、毎年検討を加え、必要に応じてこれを修正する。

この計画は、専門的・技術的事項について原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について（以下「防災指針」という。）」及び「防災指針の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」を十分尊重するとともに、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように十分に整合性を図った上で作成したものである。

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図る。

各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を防災基本計画に基づき作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とし、特に必要な事項については各市町村において具体的な計画を定めておく。

なお、この計画に定めのない事項については、新潟県地域防災計画（風水害等対策編）及び同（震災対策編）によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、新潟県国民保護計画で定める。

### 第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲

原子力防災対策を実施すべき地域の範囲は、県内全域とし、以下のとおり発電所の中心からの距離等にに応じて、必要な措置を講じるなど住民の安全確保に万全を期する。

#### 1 即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置準備区域）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を



最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。

## 2 避難準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone 緊急時防護措置準備区域）

半径おおむね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

基本的には計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径おおむね30キロメートル圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

なお、避難準備区域（UPZ）内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

## 3 屋内退避計画地域（PPA：Plume Protection Planning Area プルーム防護措置実施地域）

半径おおむね30～50キロメートル圏については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

なお、屋内退避計画地域（PPA）においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、避難準備区域（UPZ）と同様の対応を実施する。

## 4 放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（UPZ）又は屋内退避計画地域（PPA）と同様の対応を実施する。

上記1～3に含まれることとなる地域の区分や境界については、当該地域が含まれる市町村の行政区画、地勢等地域に固有の自然的・社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら市町村と調整を行い、具体的に対象となる地域を定める。

また、即時避難区域（PAZ）外への避難が必要となる全面緊急事態、避難準備区域（UPZ）外への避難が必要となる計測可能な判断基準並びに屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用等が必要となる判断基準については、国等における検討状況を踏まえながら、具体的に整理する。

※ 今後、関連法や制度、防災指針の改正等を踏まえた上で、具体的に定めることとなるもの。（以降の※について同様とする。）

#### 第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

計画の基礎とすべき災害は、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する。

また、県は、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故（以下「未満事象」という。）や発電所周辺での大規模自然災害等発生時においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、環境放射線モニタリング等の積極的な情報提供を行う。

なお、災害の想定については、今後、国における防災指針の見直し等を踏まえ、あらためて整理\*する。

#### 第5節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、新潟県、市町村、新潟県の区域を所轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他の公共機関及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、新潟県地域防災計画（風水害等対策編）及び同（震災対策編）第1章第2節「県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関する事</li> <li>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関する事</li> <li>3 原子力防災に関する訓練の実施に関する事</li> <li>4 通信連絡網の整備に関する事</li> <li>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事</li> <li>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事</li> <li>7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関する事</li> <li>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事</li> <li>9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関する事</li> <li>10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事</li> <li>11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事</li> <li>12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事</li> <li>13 現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関する事</li> <li>14 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関する事</li> <li>15 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関する事</li> <li>16 住民等からの問い合わせに対する対応に関する事</li> <li>17 環境放射線モニタリングに関する事</li> <li>18 住民等の退避、避難及び立入制限に関する事</li> <li>19 緊急被ばく医療措置に関する事</li> <li>20 飲食物の摂取制限等に関する事</li> <li>21 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関する事</li> <li>22 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関する事</li> <li>23 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関する事</li> <li>24 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事</li> <li>25 防災業務関係者の被ばく管理に関する事</li> <li>26 汚染物質の除去及び除染に関する事</li> <li>27 各種制限措置の解除に関する事</li> </ol>	<p>原子力安全対策課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>放射能対策課</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>福祉保健部</p> <p>〃</p> <p>農地部</p> <p>農林水産部</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>産業労働観光部</p> <p>福祉保健部</p> <p>農林水産部</p> <p>放射能対策課</p> <p>福祉保健部</p> <p>放射能対策課</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>福祉保健部</p> <p>農林水産部</p>



機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
市町村（共通）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること</li> <li>2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること</li> <li>3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</li> <li>4 事故状況の把握及び連絡に関すること</li> <li>5 市町村原子力災害対策本部及び市町村現地原子力災害対策本部の設置に関すること</li> <li>6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</li> <li>7 環境放射線モニタリングに関すること</li> <li>8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること</li> <li>9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること</li> <li>10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること</li> <li>11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</li> <li>12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</li> <li>13 市町村道の通行確保に関すること</li> <li>14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</li> <li>15 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</li> <li>16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</li> <li>17 汚染物質の除去及び除染に関すること</li> <li>18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること</li> <li>19 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること</li> <li>20 風評被害等の影響の軽減に関すること</li> <li>21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること</li> <li>22 心身の健康相談に関すること</li> <li>23 児童、生徒の退避及び避難に関すること</li> <li>24 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること</li> <li>25 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること</li> </ol>	市町村 原子力防災担当課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
即時避難区域（P A Z）を含む市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること</li> <li>2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること</li> </ol>	柏崎市 防災・原子力課 刈羽村総務課
避難準備区域（U P Z）を含む市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること</li> </ol>	市町村 原子力防災担当課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
消防本部（共通）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民等に対する広報に関すること</li> <li>2 住民等の避難、屋内退避の誘導に関すること</li> <li>3 緊急時医療活動に対する協力に関すること</li> <li>4 救急活動の実施に関すること</li> </ol>	消防本部担当課
即時避難区域（P A Z）を含む市町村を管轄する消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発電所を含む即時避難区域の消火活動に関すること</li> <li>2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること</li> </ol>	柏崎市消防本部 消防総務課
避難準備区域（U P Z）を含む市町村を管轄する消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること</li> </ol>	消防本部担当課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定地方 行政機関	北陸農政局 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること</li> <li>2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること</li> </ol>	企画調整室
	東北経済産業局 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の安定供給に関すること</li> <li>2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること</li> </ol>	資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課
	関東東北産業 保安監督部 東北支部 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること</li> <li>2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること</li> </ol>	電力安全課

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定地方 行政機関	第九管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること</li> <li>2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること</li> <li>3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保</li> <li>4 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること</li> </ol>	警備救難部救難課
	陸上自衛隊 第30及び第2 普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること</li> <li>2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること</li> </ol>	第3科
	海上自衛隊新潟 基地分遣隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること</li> </ol>	警備科
	航空自衛隊 新潟救難隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること</li> </ol>	飛行班

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力施設の防災管理に関すること</li> <li>2 従業員等に対する教育、訓練に関すること</li> <li>3 関係機関に対する情報の提供に関すること</li> <li>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること</li> <li>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</li> <li>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること</li> <li>7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること</li> <li>8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること</li> <li>9 汚染物質の除去等に関すること</li> </ol>	防災安全部 防災安全グループ

## 第6節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、ちょうど喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合、住民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査すること。
全面緊急事態	炉心損傷もしくは燃料の溶融が発生した場合、あるいは、その可能性があるような事象が発生し、さらに格納容器の健全性を喪失する可能性がある事象が発生した場合のこと。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。
緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム）	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。SPEEDI ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。
環境放射線テレメータシステム	発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監視しているシステムのこと。



## 第2章 災害予防対策

### 第1節 発電所における予防措置等の責務

【関係機関】 県（防災局）、市町村、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規定並びに関係法令（以下「原子力関係法令等」という。）を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、県、市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

### 第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出

【関係機関】 東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

#### 1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、当該計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに県及び関係市村に協議しなければならないこととされている。

#### 2 原子力防災要員の現況等の届出

原子力事業者は、原災法に基づき、以下の事項について県に届け出ることとされている。

- ア 原子力防災組織における原子力防災要員の現況
- イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任
- ウ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

### 第3節 報告の徴収、立入検査

【関係機関】 県（防災局）、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者からの報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査を実施するときは、原災法第32条第2項により身分を示す証明書を携帯する。

### 第4節 原子力防災専門官との連絡調整

【関係機関】 県（防災局）

県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達等について、平常時より原子力防災専門官と密接に連絡調整を図る。

## 第5節 災害応急体制整備計画

【関係機関】 県（防災局）、文部科学省、原子力安全・保安院、市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共機関、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

### 1 計画の方針

県、国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関は、発電所等において未満事象が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

### 2 防災関係機関の体制の整備

- (1) 県、市町村、原子力事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、非常時の職員参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、警戒本部を設置した場合、直ちに原子力災害対策本部を原子力防災センターに立ち上げる準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制の整備を図る。
- (3) 県は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定する。

- (4) 県、国及び即時避難区域（PAZ）市町村及び避難準備区域（UPZ）市町村は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織することとされている。

また、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及び最重要事項の調整を行う緊急事態対応方針決定会議（以下「緊急事態対応方針決定会議」という。）の構成員について、あらかじめ定める。

- (5) 県は、市町村の区域を超えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。

また、県は、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

### 3 原子力防災センター

- (1) 県は、国、市町村及び原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、原子力防災センターの施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行う
- (2) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

### 4 広域的相互応援体制

- (1) 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。

- (2) 県は、原子力発電関係団体協議会で締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定（以下「原子力災害時相互応援協定」という。）のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害時においても活用する。

## 5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備

### (1) 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、市町村と協力し、ヘリコプター等に必要資機材の整備に努めるとともに、市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

### (2) 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言する。

### (3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材を整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

### (4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。

また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。

## 6 食料・物資の備蓄

### (1) 県、市町村、並びに事業所は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

なお、県は、分散備蓄に努める。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画

【関係機関】 県（防災局）、文部科学省、原子力安全・保安院、第九管区海上保安本部、信越総合通信局、市町村、NTT東日本等電気事業者、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

### 1 計画の方針

県、国、市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

### 2 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 県と関係機関相互の情報収集・連絡体制

県、国及び市町村は、原災法第15条事象等の即時避難を要する事象（以下「即時避難事象等」という。）が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を

整備する。

なお、県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、平時の情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、国及び市町村と協力し、ヘリコプター、車両など多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

(3) 非常通信体制の整備

県は、非常通信協議会と連絡を密にし、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(4) 移動通信系の活用・協力体制

県は、携帯電話、車載型衛星電話、漁業無線等の業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図るとともに、県警察、第九管区海上保安本部との協力体制を整える。

(5) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、即時避難事象が発生した場合に、直ちに、県、国及び市町村に通報する体制を整備する。

なお、即時避難事象及び避難・屋内退避等の判断基準は、国及び原子力事業者が定める\*とよる。

原子力事業者は、平時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

### 3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。

### 4 通信手段の整備

(1) 専用回線網等の整備

県及び国は、原子力防災センター、即時避難区域（PAZ）市町村及び避難準備区域（UPZ）市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等を整備・維持に努める。

また、県及び国は、県、国、関係市村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持するとともに、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努める。

(2) 通信手段・経路の多様化

ア 県防災行政無線の2重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の2重ルート化を図るとともに、原子力防災

への活用と維持・管理を行う。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を図る。

ウ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、映像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用を図る。

エ 災害時優先電話等の活用

県は、NTT東日本等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟する。

オ 衛星携帯電話、公衆無線LANサービスの活用

県及び市町村は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

(3) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

県は、設備の耐震化を図るとともに、商用電源停電時においても通信に支障の無いように、非常用発電装置の起動等機能を確認し、これによる通信手段の機能確認を行う。

(4) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や多重化を含めた必要な通信手段を整備する。

## 5 原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国及び市町村と協力して、応急対策の的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターに適切に備え付ける。

また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。

① 発電所に関する資料

- ・原災法第12条第4項に規定する資料

原子力事業者防災業務計画

プラント系統図等施設の構造等を記載した書類

保安規定の写し

施設の配置図

- ・発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の写し

② 社会環境に関する資料

ア 周辺地図、新潟県全図

イ 周辺地域の人口、世帯数等に関する資料

- ・区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口

- ・区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳
- ・区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数
- ・区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況
- ・区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設等の入院・入所者数
- ・区域別（方位別・距離別）住民の車両保有状況
- ウ 県内の道路、鉄道の状況等交通手段に関する資料
  - ・県内の道路、鉄道の状況
  - ・区域別（方位別・距離別）ヘリポート適地
- エ 避難・退避に関する資料
  - ・新潟県原子力災害避難基本計画
  - ・即時避難（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避場所に使用できる施設状況
  - ・即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画地域（PPA）の区別（方位別・距離別）コンクリート建物の設置状況
  - ・県内（方位別・距離別）避難所又は屋内退避所として使用できる施設の状況
- オ 周辺地域の保育・教育施設等に関する資料
  - ・保育施設に関する調
  - ・教育施設に関する調
  - ・宿泊に関する調
  - ・福祉施設、介護施設等に関する調
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料
  - ・新潟県緊急被ばく医療マニュアル
  - ・区域別（方位別・距離別）診療科目別医療機関の状況
  - ・一般傷病者の救急搬送に関する救急車両等
- ③ 放射能影響予測に関する資料
  - ア 県内の気象関係資料
  - イ 線量推定計算に関する資料
    - ・被災地住民登録票
    - ・浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数
  - ウ 緊急時環境放射線モニタリング資料
    - ・発電所周辺環境放射線監視調査結果報告書
    - ・緊急時モニタリング実施計画書、モニタリング結果報告書
  - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
    - ・水道に関する調
  - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
    - ・主要農林水産物の生産状況
    - ・牛乳の生産出荷状況
    - ・区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況
    - ・周辺の漁港地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人）
    - ・農畜産物・水産物流通図

- ④ 防護資機材等に関する資料
  - ア 放射線防護資機材の整備状況
  - イ 避難用車両等の保有状況（車両数、定員数）
    - ・地方公共団体の保有する車両（県地域機関、市町村及び消防本部）
    - ・公共的輸送車両の現有状況
    - ・民間等一般車両の現有状況
    - ・防災関係機関所属船舶
    - ・一般船舶の現有状況
    - ・福祉車両の現有状況
    - ・除雪車両の現有状況
    - ・車両施設の所在地、連絡先
  - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
    - ・緊急時医療設備等の整備状況
  - エ 食料、生活必需品等備蓄物資に関する資料、調達可能物資のリスト
- ⑤ 交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料
- ⑥ その他必要な資料

## 第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画

【防災関係機関】県（総務管理部、福祉保健部、◎防災局）、病院局、教育委員会、市町村

### 1 計画の方針

県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

### 2 住民や在勤者等に対する普及啓発項目

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所に関すること
- ⑦ 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

### 3 教育機関における普及啓発

県教育委員会は市町村教育委員会及び県立学校長に対し、また市町村教育委員会は市町村立小中学校校長等に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

また、県は、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しても、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導・助言する。

#### 4 災害時要援護者への配慮

県及び市町村は、防災知識の普及と啓発に際して、災害時に必要な情報の把握が困難である場合、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

### 第8節 防災業務関係者研修計画

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部、土木部）病院局、教育委員会、県警察、国（文部科学省、原子力安全・保安院）、市町村、防災関係機関、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

#### 1 計画の方針

県は、国、市町村及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、市町村職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を広域的に実施する。

#### 2 研修の実施

##### (1) 国等が実施する研修

県は、国、独立行政法人放射線総合医学研究所、公益財団法人原子力安全技術センター、独立行政法人日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業務関係者の研修機会を確保する。

##### (2) 県が実施する研修

県は、原子力災害時の対応能力の向上を図るため、主に県・市町村職員、教職員を対象に、原子力防災に関する研修の機会を確保する。

##### (3) 外部有識者等による研修

県は、原子力防災に知見を有する学識経験者、研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

#### 3 研修項目

- ① 区域・地域ごとの原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 発電所等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時環境放射線モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の設備、機材及びその操作に関すること
- ⑦ 緊急時に県、国及び市町村等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 緊急時の広報に関すること
- ⑪ その他必要と認めること



#### 4 原子力事業者の研修計画

原子力事業者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力防災に関する資質の向上を図るための研修を行う。

また、消防計画等に基づき、発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育を行うとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練を実施する。

#### 第9節 原子力防災訓練計画

【関係機関】 県（県民生活・環境部、◎防災局、福祉保健部、交通政策局、病院局） 県警察、国（文部科学省、原子力安全・保安院、自衛隊）、市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共機関、原子力事業者

##### 1 計画の方針

県は、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実動部隊の相互連携・調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

また、訓練を実施した後、達成目標に対して第三者による評価を行い、改善が必要な範囲を明らかにするとともに、それらを踏まえて防災体制の改善を確実に実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、以下のような観点について十分考慮する等、より実践的なものとなるよう努める。

##### (1) 自然条件等

- ・地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
- ・暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故

##### (2) 通信状況

- ・通信障害を想定した情報伝達手段の多ルート化
- ・被災現場から伝送される映像の活用
- ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
- ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認

##### (3) 避難対応

- ・即時避難（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）からの広域避難
- ・災害時要援護者及び保護責任者への対応
- ・住民に対する避難情報の周知
- ・自主防災組織や住民の参加 等

##### 2 訓練項目

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 原子力防災センターへの参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練

- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民、企業、病院等の避難訓練
- ⑧ 自衛隊災害派遣運用訓練
- ⑨ 避難所等運営訓練
- ⑩ 交通対策等措置訓練
- ⑪ 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- ⑫ その他必要と認める訓練

### 3 国の総合的な原子力防災訓練への参画

県、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者は、原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となったときは、訓練の実施計画の作成及び訓練の実施に共同して参画する。

### 4 市町村の原子力防災訓練への協力

県は、市町村が住民に対する情報伝達訓練や住民避難訓練を実施する場合は、市町村の求めに応じ協力する。

### 5 原子力事業者が実施する訓練

原子力事業者は、複合災害や夜間の事故発生を想定した訓練等、実効性の高い防災訓練を計画・実施することとされている。

## 第10節 緊急時モニタリング体制整備計画

【関係機関】 県（県民生活・環境部、◎防災局、福祉保健部、農林水産部）、教育委員会、国（原子力安全委員会、文部科学省、原子力保安・検査院、第九管区海上保安本部、自衛隊）、市町村、独立行政法人放射線医学総合研究所

### 1 計画の方針

県及び原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、必要な緊急時モニタリング体制及び資機材等を整備する。

なお、併せて、広域に渡るモニタリングを機動的に展開するため、国、市町村、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立する。

### 2 モニタリング体制等の整備

#### (1) 平常時環境放射線モニタリング

県は、緊急時における発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点で、平常時から県内全域における環境放射線モニタリングを実施し、その結果をホームページで速やかに公表する。

#### (2) 緊急時環境放射線モニタリング等実施要領の策定

県は、原子力災害時における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の迅速かつ的確な実施を確保するため、原子力安全委員会\*が定める指針に基づき、緊急時モニタリング等実施要領を策定するとともに随時改定する。

(3) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作を習熟する。

(4) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員をあらかじめ定めておくとともに、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど、緊急時モニタリングに必要な知識を習得する。

(5) 市町村、関係機関との協力体制の整備

県は、空中及び海上を含めた緊急時モニタリングに関し、国、市町村、原子力事業者のほか、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「モニタリング関係機関」という。）と観測データの共有や公表方法など平常時より緊密な協力体制を整備する。また、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備する。

市町村は、県の助言や協力によって、校庭、公園、側溝及び通学路等の住民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努める。

(6) 原子力事業者の体制の整備

原子力事業者は、県が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるようモニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。

また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニター、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、ダストサンプラー、ヨウ素サンプラー等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時より観測結果を提供する。

(7) 緊急時放射線影響予測システムの整備・維持

県は、国、原子力事業者と協力し、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークを整備・維持する。

## 第11節 緊急被ばく医療体制整備計画

【関係機関】 県（防災局、◎福祉保健部、県立がんセンター、）、市町村、航空自衛隊、消防本部、（社）新潟県医師会、独立行政法人放射線医学総合研究所、日本赤十字社新潟県支部、柏崎総合医療センター、東京電力（株）

### 1 計画の方針

県及び原子力事業者は、緊急時に備え、必要な原子力災害に係る緊急被ばく医療体制及び資機材等を整備する。

### 2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

(1) 県は、国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備・維持する。

(2) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、関係機関との調整を進める。

(3) 市町村は、県の協力によって緊急被ばく医療に関わる要員等の確保に努め、県は緊急被ばく医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。

(4) 県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

なお、市町村は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。

(5) 県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理する。

(6) 県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による緊急被ばく医療派遣・搬送体制を整備・維持する。

また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制を整備する。

(7) 県は、屋内退避施設及び避難所に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。

なお、市町村は救護所の運営の支援体制を整備する。

(8) 県は、国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(9) 県は、緊急被ばく医療機関の拡大など、広域的な医療体制を整備するとともに、平時より医療機関相互の連絡を密にし、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用する。

### 3 原子力事業者における体制の整備

(1) 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、被ばく患者の搬送及び受入れについて必要な体制を整備する。

(2) 原子力事業者は、被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。

## 第12節 避難・退避実施体制整備計画

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部、総務管理部、教育委員会）、県警察、県消防長会、国（原子力安全規制担当省庁、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）、市町村、第九管区海上保安本部、自衛隊、交通・鉄道事業者、医療・福祉関係団体

### 1 計画の方針

県は、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・退避実施体制の整備を図る。

県、国、市町村及び防災関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情

報を共有できる体制を整備する。

## 2 避難に係る計画の作成支援

(1) 県は、国及び原子力事業者の協力のもと、避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示すとともに、市町村の避難誘導計画の作成を支援する。

なお、避難計画の作成にあたっては、主に次の項目を含むものとする。

- ① 避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 市町村は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導體制を具体的に定める。

## 3 避難所、屋内退避所の整備

(1) 避難所、コンクリート屋内退避所の整備

市町村は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所、コンクリート屋内退避所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女の視点の違いや、災害時要援護者のニーズについても十分に配慮する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、国及び市町村と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。

## 4 災害時要援護者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画地域（PPA）内市町村は、在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づいて避難支援体制を整備する。

(2) 県は、即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画地域（PPA）内の病院、福祉施設等に対して、入院又は入所の災害時要援護者の避難・屋内退避が円滑に実施できるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

なお、県は、市町村、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の災害時要援護者の受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。

(3) 県は、避難所・屋内退避所における災害時要援護者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画地域（PPA）内市町村、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。

(4) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、災害時要援護者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。

(5) 即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画地域（PPA）内の病院、福祉施設等の管理者は、入院又は入所する災害時要援護者の避難・屋内退避について避難誘導計画

を作成するよう努める。

- (6) 県及び市町村は、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な要援護者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

なお、県は、原子力災害時における災害時要援護者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割が特に大きいとため、市町村、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

## 5 住民の避難状況等の確認体制の整備

市町村は、避難・退避のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民の避難・退避状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

## 6 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- (1) 県及び市町村は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び屋内退避計画地域（PPA）内市町村は、避難、屋内退避の方法、避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所について、日頃から住民への周知徹底を図る。
- (3) 受入可能市町村は、避難者を受け入れる際の自市町村の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

## 7 学校等における体制の整備

- (1) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。
- また、県及び市町村は、原子力災害発生時に児童・生徒が適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。
- (2) 学校等の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、県及び市町村と協力し、避難の行動計画等の策定、避難訓練の実施に努める。
- (3) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

## 第13節 広域避難体制整備計画

【関係機関】 県（防災局、福祉保健部、土木部、◎交通政策局）、県警察、国（北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所）、市町村、交通・鉄道・運送事業者、（社）新潟県トラック協会

### 1 計画の方針

県は、国、県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体

制を整備する。

## 2 避難所の確保・調整

- (1) 県は、市町村の区域を超えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

- (2) 受入可能市町村は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

なお、受入可能市町村は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）内市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

県は、受入可能市町村が定める計画の策定に対し支援する。

- (3) 市町村は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物や自宅等をあらかじめ決める。
- (4) 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町村と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。

また、県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

- (5) 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

## 3 避難体制の整備

- (1) 県は、県警察及び防災関係機関と協力し、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。

- (2) 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村は、住民避難に当たり、自家用車の利用も考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

県は、バス協会、JR東日本、(社)新潟県トラック協会等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村に対し、代替の避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。

また、交通・鉄道・運送事業者は、円滑に避難手段を提供できるよう具体的な計画を定める。

- (3) 県は、北陸地方整備局、東日本高速道路（株）等道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路の把握に努め、情報提供元の関係機関と協力して、その情報を市町村に伝達する。

## 第14節 緊急輸送活動体制等整備計画

【関係機関】県（防災局、福祉保健部、土木部、◎交通政策局）、県警察、国（北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊）、市町村、新潟空港事務所、交通・鉄道・運送事業者、日本通運（株）、佐渡汽船（株）

### 1 計画の方針

県は、緊急時に備え、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。

### 2 専門家の移送等の体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段等（最寄の空港、ヘリポートの場所等）についてあらかじめ定める。

### 3 交通管理体制等の整備

- (1) 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。
- (3) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。
- (5) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確認するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。
- (6) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。
- (7) 市町村は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。
- (8) 交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。
- (9) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

## 第15節 周辺住民等への的確な情報伝達体制整備計画

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部）、県警察、国（原子力安全規制担当省庁、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）、市町村、防災関係機関

### 1 計画の方針

県及び市町村は、国及び防災関係機関と協力し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、周辺及び県内外の住民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備



を整備する。

## 2 情報伝達体制及び設備の整備

(1) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

また、市町村は、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

(2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

(3) 県は、国と協力し、県内外の住民等に対する情報伝達体制を整備する。

(4) 県及び市町村は、(株)NTTドコモ他電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

## 3 地域コミュニティによる共助意識の醸成

県は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、市町村、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

## 第16節 発電所等上空の飛行規制

【関係機関】県（◎防災局）、国（原子力安全規制担当省庁、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）、防災関係機関

### 1 飛行規制の要請

新潟空港事務所長は、航空機に対し、発電所施設付近の上空の飛行は、できる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行う。

#### 原子力関係施設上空の飛行規制について

(昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から東京航空局長あて)

標記について、航空機による原子力関係施設に対する災害を防止するため、下記のとおり措置することとしたので、通知する。

#### 記

- 1 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

## 航空法（抄）

（飛行の禁止区域）

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を得た場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を得た場合は、この限りでない。

### 2 航空交通管制機関との連絡調整

県は、原子力災害時に空中における放射性物質の飛散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平常時より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。

## 第17節 複合災害時対応体制整備計画

【関係機関】 県（防災局）、県警察、国（原子力安全規制担当省庁、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）、市町村、防災関係機関

### 1 計画の方針

原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が複合的に発生した場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

### 2 災害応急体制の整備

- (1) 県は、複合災害時においても、必要な職員を原子力防災センターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段を複数整備する。
- (2) 県及び市町村は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。
- (3) 県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、原子力防災センターの機能強化を図る。
- (4) 県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備する。

### 3 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、複合災害時においても、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備する。

### 4 原子力防災に関する知識の普及啓発

県は、市町村と協力し、複合災害時に住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

## 5 研修及び訓練の実施

県は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

## 6 緊急時モニタリング体制の整備

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、自動観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を整備する。

## 7 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。

(2) 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制を整備する。

## 8 避難・退避実施体制の整備

### (1) 避難誘導計画の整備

市町村は、避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成する。また、県は作成にあたりこれを支援する。

### (2) 避難所等の設置運営

ア 県は、市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

イ 県は、広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備する。

## 9 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

## 10 周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 災害対策本部等の組織・運営

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、安全規制担当省庁、原子力安全委員会、市町村、第九管区海上保安本部、新潟地方気象台ほか指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

#### 1 方針

県は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は新潟県危機管理対応方針に基づく警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）及び新潟県危機管理対応方針に基づき適切に対応する。

#### 2 災害対策本部等の設置基準

知事は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

態勢	設置基準	活動体制
第1次配備	1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき、その他知事が必要と認めたとき	警戒本部
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の特報があったとき 2 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他知事が必要と認めたとき	災害対策本部

#### 3 警戒本部の設置

##### (1) 警戒本部設置基準

知事は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置準備のため、警戒本部を設置する。

##### (2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、原子力安全対策課執務室内に設置する。

##### (3) 組織

ア 本部長：危機管理監又は防災局長

イ 副本部長：防災局長等

ウ 本部員：防災局課長等

(4) 所管事務

- ア 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、市町村及び防災関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整及び実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- キ その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じて、県警察、新潟地方気象台、第九管区海上保安本部等の防災関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼するものとする。

#### 4 原子力災害対策本部の設置

(1) 設置基準

- ア 知事は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。
- イ 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの特定事象等の発生通報後速やかに国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。
- ウ 知事は、概ね次の基準により災害対策本部を廃止する。
  - (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合
  - (イ) 本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと判断した場合

(2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、原子力防災センターに設置する。

(3) 体制の規模

災害対策本部の組織は、別表1のとおりとし、構成及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

(4) 本部設置の周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の庁内各部局及び地域振興局等への周知は、庁内放送又はメール等による行う。

(5) 本部の組織、運営等

ア 本部長（知事）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副知事）

(ア) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則」で定める順位による。

（第1順位：第1副知事、第2順位：第2副知事、第3順位：第3副知事）

## ウ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部（本部室）において、県本部の事務に従事する。
- (イ) 本部員の構成は次のとおりとする。

統括調整部長(危機管理監)、保健医療教育部長、被災者救援部長、食料物資部長、生活基盤対策部長、生活再建支援部長、治安対策部長(警察本部長)及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する県の職員

## エ 災害対策本部要員

- (ア) 災害対策本部の要員については、あらかじめ知事が指定する。
- (イ) 災害対策本部職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

## オ 統括調整部

本部の活動を掌理するとともに、各部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に統括調整部を置く。

### (ア) 部長及び副部長

- a 部長は、危機管理監をもって充てる。
- b 副部長は、防災局長及びあらかじめ指定された者をもって充てる。
- c 部長は、統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- d 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理し、その順序は、第1順位を防災局長とする。

### (イ) 統括調整部の組織

- a 統括調整部に、統括調整グループを置く。
- b 統括調整グループにグループリーダー、サブリーダー（調整担当）及びサブリーダー（情報分析担当）を置く。
- c グループリーダーは、統括調整部長の命を受け、統括調整グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- d 統括調整部に、情報収集班、ライフライン・交通情報班、広域応援・救助班、総務局、広報局、渉外局、原子力対策班及び環境調査班を置く。
- e それぞれの局（班）に局（班）長及び副局（班）長を置く。
- f 局（班）長は、統括調整部長の命を受け、それぞれの局（班）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- g 局（班）長に事故あるときは、副局（班）長がその職務を代理する。
- h 各班の班長、副班長及び班員は知事があらかじめ指名する。

## カ 応急対策各部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に応急対策業務を担当する部を置く。

### (ア) 部長及び副部長

- a 部長及び副部長は、あらかじめ知事が指名する。
- b 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- c 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

### (イ) 各部の組織等

- a 部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。
- b 各班の班長、副班長及び班員は知事があらかじめ指名する。

c 各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。

#### キ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

(イ) 本部会議の構成は、本部長、副本部長、統括調整部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。

(ウ) 協議事項等は、次のとおりとする。

- a 市町村の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- d 公用令書による公用負担に関する事項
- e その他災害対策上重要な事項

#### ク 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ県及び他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

## 5 本庁連絡本部

(1) 知事は、災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部との連絡調整のため、防災局長を本部長とする本庁連絡本部（以下「連絡本部」という。）を県庁危機管理センターに設置する。

(2) 連絡本部長は、本部長の命を受け、連絡本部における事務を総括し、連絡本部職員を指揮監督する。

(3) 連絡副本部長は、原子力安全広報監をもって充てる。

(4) 連絡副本部長は、連絡本部長を補佐し、連絡本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(5) 連絡本部は、県災害対策本部の設置について直ちに關係する防災関係機関等に連絡するとともに、原子力防災センターに派遣されない災害対策本部の班その他関係課に対し、事故状況や災害対策本部の活動状況の周知及び応急対策活動の指示を行う。

(6) 災害対策本部を廃止した場合は、連絡本部を廃止する。

## 6 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣

### (1) 現地事故対策連絡会議

県は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、災害対策本部員をこれに出席させ、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

### (2) 原子力災害合同対策協議会

県は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

なお、県は、緊急事態宣言前に国の求めがあった場合は、指定する職員を原子力災害合同対策協議会機能班に準ずる組織に派遣し、国、防災関係機関とともに情報収集等を行う。

### (3) 市町村災害対策本部

県は、必要と認めるとき又は市町村から応援要請があったときは、災害対策本部員を市町村災害

対策本部へ派遣する。

## 7 国の職員及び専門家等の派遣要請

- (1) 県は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、文部科学省、経済産業省（以下「安全規制担当省庁」という。）に対して、原子力防災関係省庁の職員の派遣及び原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員等の専門家の派遣を要請する。
- (2) 知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第28条第3項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

また、知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、同法第28条第6項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。
- (3) 知事は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請する。

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、安全規制担当省庁、自衛隊、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

### 1 方針

県、市町村及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

### 2 未満事象等の通報・連絡

#### (1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、未満事象又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、安全協定及び東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書（以下「通報連絡協定」という。）に基づき、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報・連絡する。

#### (2) 防災関係機関相互の連絡

ア 原子力事業者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に国、県、市町村及びその他必要な機関に連絡する。

イ 県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。

派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

ウ 原子力事業者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事故の状況等についても定期的に広報する。

エ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。



オ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

### 3 特定事象発生情報等の通報・連絡

#### (1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、官邸（内閣官房）、内閣府、安全規制担当省庁、県、県警察、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の市町村<sup>\*</sup>・警察署・消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に対し所定の様式により通報することとされている。

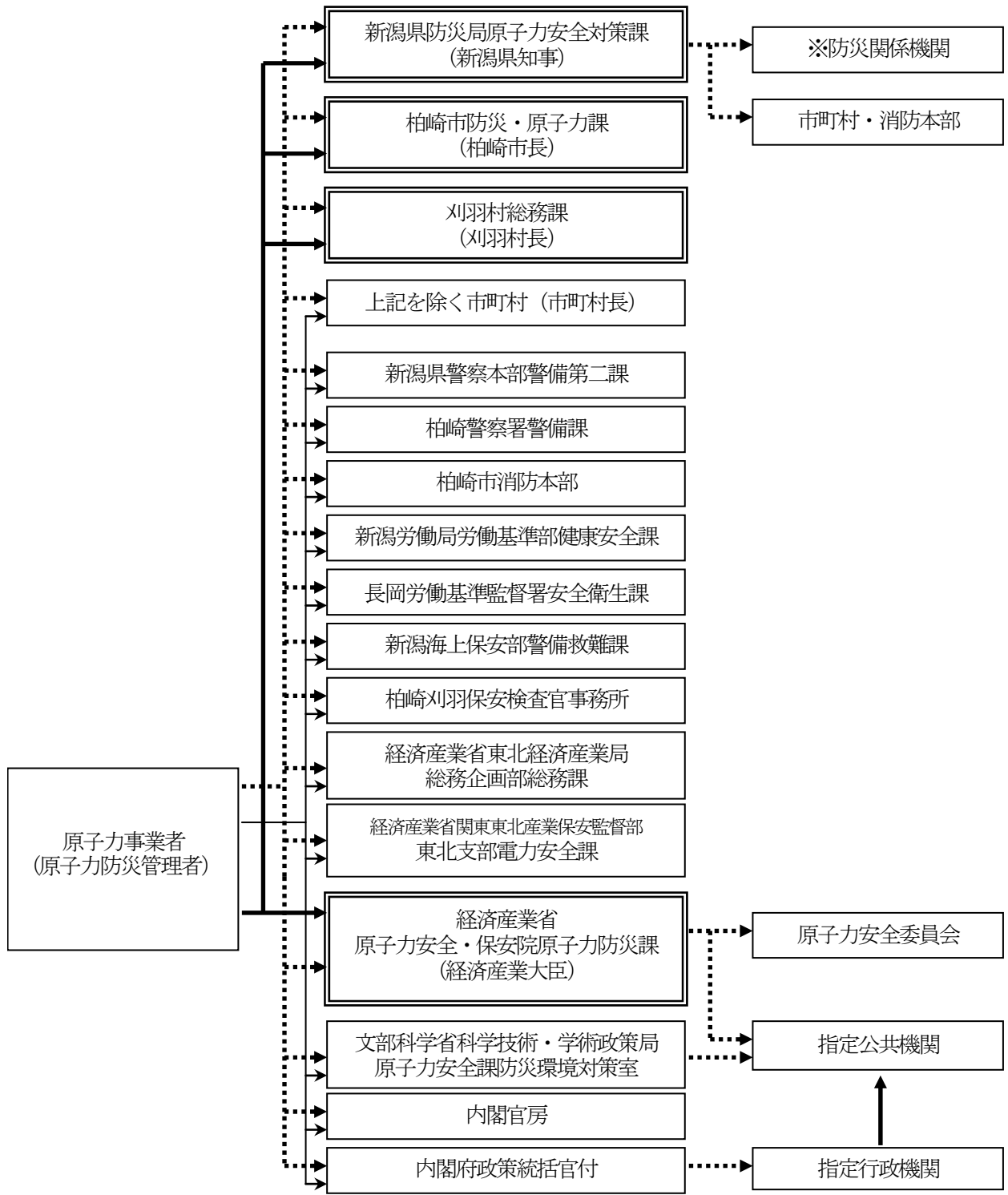
イ 安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、文部科学省、原子力安全委員会、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の市町村、県警察に連絡することとされている。

ウ 県は、原子力防災管理者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

エ 原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされている。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ安全規制担当省庁、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村<sup>\*</sup>に連絡することとされている。

オ 原子力事業者は、特定事象の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じるものとする。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力(株)と市町村との通報連絡協定に基づく通報経路  
(発電所内での事象発生時の通報経路)



- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- - -→ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- : 電話等による連絡

\*防災関係機関 : 第1章第5節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」  
・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

## (2) 県の通報・連絡

- ア 県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、特定事の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。
- イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、「直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者が施設の状況確認を行うよう指示する」こととされており、県は、その結果について速やかに連絡を受ける。

## (3) 即時避難を要する事象等の通報・連絡

- ア 原子力事業者は、即時避難事象が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。
- イ 上記アの通報を受けた場合の県の連絡については、第2節3(1)ウに定めるところによる。

## 4 応急対策活動情報等の連絡

### (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ア 原子力事業者は、県、安全規制担当省庁、県警察、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の市町村・警察署・消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、緊急時対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書をもって連絡することとされている。
- イ 県は、安全規制担当省庁、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び市町村とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

### (2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報

- 県は、国の現地対策本部、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）において、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

### (3) 災害情報の連絡

- 原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

## 5 通信の確保

- (1) 原子力事業者から通報があったときは、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。

また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

### 第3節 広域的応援対応

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国、市町村、消防機関

#### 1 方針

国、県及び市町村は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

#### 2 応援要請

- (1) 県は、必要があると判断した場合は、国に対し速やかに応援要請を行う。
- (2) 県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに原子力災害時相互応援協定等の各種応援協定等に基づく応援要請を行う。
- (3) 市町村長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。
- (4) 県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。なお、即時避難指示の発出時においては、原則として応援要請の準備を行う。
- (5) 県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う。
- (6) 県は、原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員の派遣要請を行うとともに、モニタリング資機材等の応急対策に係る資機材の提供について要請する。

#### 3 自衛隊の派遣要請等

- (1) 知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請する。
- (2) 派遣の内容は次のとおりとする。
  - ア モニタリング支援
  - イ 被害状況の把握
  - ウ 避難の援助
  - エ 避難者等の捜索救助
  - オ 消防活動
  - カ 応急医療・救護・防疫
  - キ 人員及び物資の緊急輸送
  - ク 危険物の保安及び除去
  - ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
- (3) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行う。

要請を受けた県は、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対し

て被ばく管理要員の派遣要請を行う。

#### 4 防災活動拠点

国、県及び市町村は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

#### 5 応援に係る留意事項

応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、県及び市町村は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

### 第4節 緊急時モニタリング等

【関係機関】県（◎統括調整部、保健医療教育部）、国（文部科学省、第九管区海上保安本部、新潟地方気象台、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所、自衛隊）、市町村、原子力事業者

#### 1 方針

県は、緊急時において、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度の測定結果、放射性物質又は放射能の放出情報、気象情報等に基づき、住民が受ける可能性のある実効線量の予測を迅速に行い、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

#### 2 緊急時モニタリング等の態勢

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、設備・機器や県、市町村及び原子力事業者のモニタリング要員（以下「モニタリング要員」という。）の配置を強化し、第1次配備態勢（警戒本部）及び第2次配備態勢（災害対策本部）においては、別に定める「緊急時環境放射線モニタリング等実施要領」に基づき、緊急時モニタリング等を行う。

##### (1) 第1次配備態勢（警戒本部）

県は、第1次配備態勢をとった場合は、放射能対策課及び放射線監視センターのモニタリング要員を召集し、環境放射線監視テレメータシステムによる放射線監視等を強化する。放射線監視センターの所長は、モニタリング要員に連絡し、緊急時モニタリングの準備を進める。

##### (2) 第2次配備態勢（災害対策本部）

###### ア 特定事象発生時

県は、第2次配備態勢をとった場合は、速やかに、モニタリング要員で構成する環境調査班を編成して、緊急時モニタリングを実施する。

本部長は、国及び関係機関に対し専門家の派遣要請を行い、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、国及びモニタリング関係機関の緊急時モニタリング要員（以下「国等のモニタリング要員」という。）の派遣及びモニタリング機材の提供を要請する。

###### イ 緊急事態宣言時

県は、原子力緊急事態宣言が発令されたときは、モニタリング要員に国等のモニタリング要員を加えて、緊急時モニタリングを実施する。

### 3 緊急時モニタリング等の組織及び業務

#### (1) 第1次配備（警戒本部）

放射能対策課及び放射線監視センターは、環境放射線監視テレメータシステムによる放射線監視を強化するとともに、必要に応じ、モニタリングカーによる監視を行う。

#### (2) 第2次配備（災害対策本部）

環境調査班は、放射線監視センターの所長を環境調査班長とし、モニタリング要員及び国等のモニタリング要員をもって構成する。

その組織態勢及び業務は、次のとおりとする。

環境調査班等の組織及び業務

環境調査班				
環境調査班長（班の指揮及び総括）	チーム等の名称	業務		
	企画情報収集チーム	企画評価グループ 緊急時モニタリングの企画及び評価、放射能の拡散予測、被ばく線量の予測・評価、防護対策素案の作成、気象情報の収集・予測、班外との連絡調整		
		情報収集グループ モニタリング情報の収集、モニタリング結果の整理及び取りまとめ、班内の連絡調整		
	モニタリングセンター	モニタリングセンター長	モニタリングセンターの総括	
		出動管理チーム	総務グループ モニタリング要員及び資機材の管理	
			被ばく汚染管理グループ モニタリング要員の被ばく・汚染の管理	
		テレメータ監視・試料測定チーム	テレメータ監視グループ テレメータシステムによるモニタリング	
			核種分析グループ 環境試料の放射能測定及び積算線量の測定	
		機動監視チーム	巡回監視グループ 巡回監視車によるモニタリング	
			空中・海上監視グループ 船舶・航空機による海上・空中のモニタリング	
		機動チーム	試料採取グループ 環境試料の採取及び簡易測定等によるモニタリング	
			可搬型MP監視グループ 可搬型モニタリングポスト（可搬型MP）の設置、積算線量計の設置及び回収	
			積算線量計・資機材補充グループ 積算線量計の設置及び回収、自動観測局の資機材補充	
			派遣専門家	環境調査班長に対し必要な技術的事項に関する指導又は助言を行うこと
			国等のモニタリングチーム	環境調査班長の要請により、機動監視チーム・機動チーム等に所属し、緊急時モニタリングを行うこと

## 4 緊急時モニタリングの実施

### (1) 緊急時モニタリングの実施方法

環境調査班長は、新潟地方気象台に対し、緊急時モニタリングの実施にあたり必要な気象情報の提供を依頼する。

緊急時モニタリングは、住民の予測線量を算定し、必要な防護対策を迅速に講ずるための情報を収集するとともに、住民等及び環境への放射線の影響を評価、確定するため、「緊急時環境放射線モニタリング等実施要領」により、段階的に行う。

#### ア 第1段階のモニタリング

第1段階のモニタリングは、周辺地域の住民等に講ずる防護対策の判断に資する資料を得るため、災害対策本部設置直後から迅速に実施する。

#### イ 第2段階のモニタリング

第2段階のモニタリングは、第1段階のモニタリングに引き続き、さらに広い地域について放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価、確認するため実施する。

### (2) 緊急時モニタリングの活動内容

緊急時モニタリングの測定項目、測定地点及び環境試料採取地点等は、次のとおりとする。

#### ア 空間放射線量率の測定

空間放射線量率の測定は、最大空間放射線量率出現地点を考慮して発電所の近傍及びその風下方向を基本として、以下により実施する。

- ① モニタリングポストによる測定
- ② 可搬型モニタリングポストによる測定
- ③ モニタリングカーによる走行測定及び定点測定
- ④ サーベイメーターによる測定

また、県は、発電所の事故の状況や気象状況から、必要と認めるときは、第九管区海上保安本部又は、自衛隊の協力を得て、船舶若しくは航空機によるモニタリングを実施する。

#### イ 積算線量測定

積算線量は、重点地域内のモニタリングポイント等に積算線量計を配備して測定する。積算の期間等は、放出源、気象等の情報に基づき定める。

#### ウ 大気中の放射性物質濃度の測定

大気中の放射性物質濃度の測定は、第1段階のモニタリングでは大気中の放射性ヨウ素及び必要に応じて放射性セシウム、第2段階のモニタリングでは大気中の全放射性核種を対象とし、その測定地点は、最大着地濃度出現地点の近傍を基本として、以下により実施する。

- ① モニタリングポストのダストサンプラー及びヨウ素サンプラーによる捕集及び測定
- ② 可搬型ダストヨウ素サンプラーによる捕集及び測定

#### エ 環境試料中の放射能測定

環境試料（大気を除く）の放射能汚染状況を把握するため、第1段階のモニタリングでは主に放射性ヨウ素及び放射性セシウム、第2段階のモニタリングでは全放射性核種の測定を実施することとし、その対象は次のとおりとする。

- ① 第1段階モニタリングの対象 飲料水、農産物（葉菜類）、原乳
- ② 第2段階モニタリングの対象 飲料水、農産物（葉菜類）、原乳、土壌、指標生物、河川水、海水、魚介類、海藻類等



## 5 緊急時モニタリング結果の報告と公表

### (1) 第1次配備（警戒本部）

県は、環境放射線監視テレメータシステム等により得られた結果を原子力防災専門官及び市町村に連絡する。

### (2) 第2次配備（災害対策本部）

第2次配備態勢をとったときは、県は、緊急時モニタリング結果を原子力安全・保安院、文部科学省、原子力防災専門官及び市町村に連絡する。

緊急事態宣言が発令された後は、県は、緊急時モニタリング結果を合同対策協議会に連絡する。

### (3) 結果の公表

県及び市町村は、国等の関係機関と協力し、観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知する。

## 第5節 周辺住民等への的確な情報伝達活動

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

### 1 方針

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、周辺及び県内外の住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

### 2 迅速かつ的確な情報提供

#### (1) 迅速かつ的確な情報提供

県及び市町村は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡する。

#### (2) 県内外への情報提供

県は、国及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

#### (3) 定期的な情報提供

県は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

#### (4) 住民等ニーズに応じた情報提供及び災害時要援護者等への配慮

県は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、県及び市町村は、広報車、防災行政無線等を活用して、災害時要援護者及び一時滞在者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

#### (5) 情報の一元化

県は、原子力災害合同対策協議会場を通じて、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で県民に対する情報の公表、広報活動を行う。

#### (6) 多様な媒体の活用

県は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

### 3 原子力事業者の広報

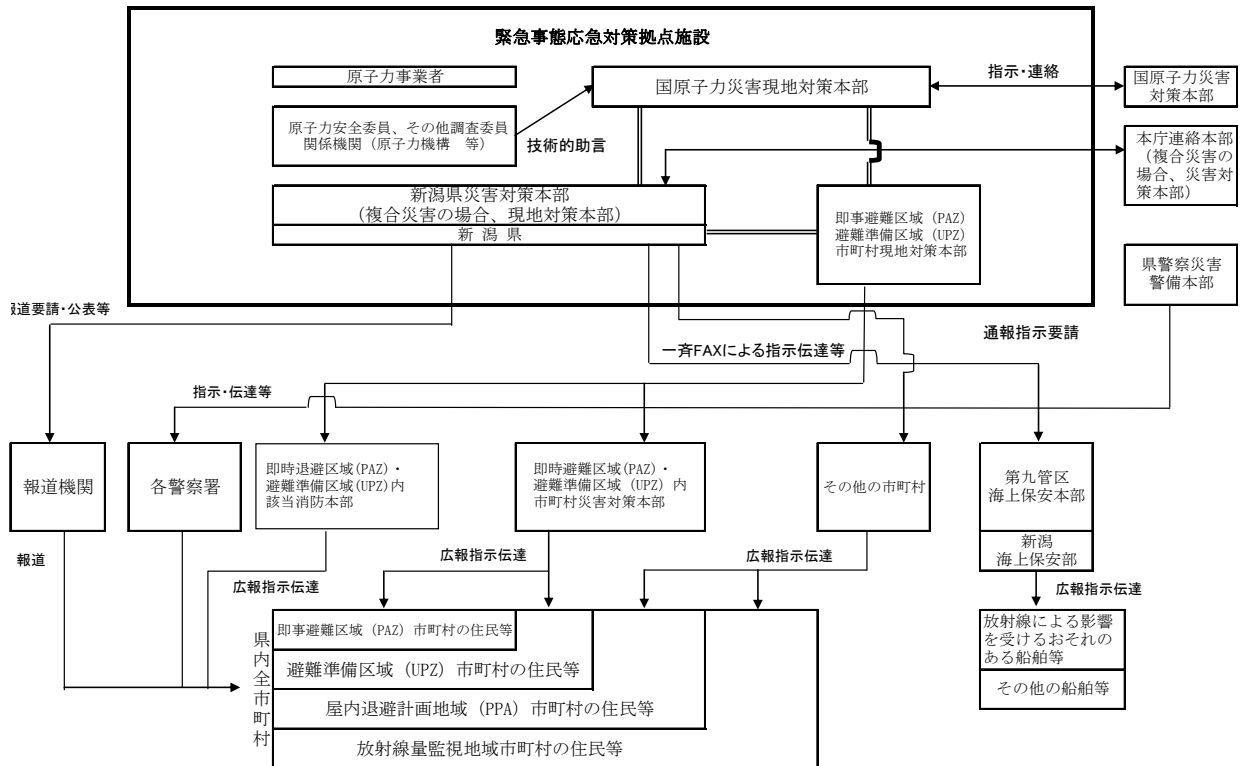
原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

### 4 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、市町村等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



## 第6節 避難、屋内退避実施に係る防護活動

【関係機関】県（◎統括調整部、保健医療教育部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

### 1 方針

県及び市町村は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

### 2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置についての基準は、原子力事業者及び国が定める\*ところによる。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。  
 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。  
 3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

### 3 避難・屋内退避の対応方針

- (1) 県は、特定事象の通報を受けた場合、市町村と協力し、当日の気象条件、SPEEDI等の情報を勘案し、即時避難区域(PAZ)の受入先の調整、避難道路及び屋内退避をすべき区域(以下「屋内退避区域」という。)の検討を開始する。
- (2) 県及び避難市町村は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施する。  
 ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。
- (3) 県は、避難・屋内退避の判断に必要な情報が十分に得られない場合や、予測線量を計算・推定する時間的余裕がない場合は、市町村とともに、即時避難・屋内退避を行うことを検討する。
- (4) 県及び市町村は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。

### 4 避難・屋内退避の実施

県は、市町村の区域を超える避難について、広域自治体としての役割に鑑み、次のとおり対応する。

#### (1) 住民等の避難・屋内退避の指示

##### ア 即時避難区域(PAZ)の住民等への避難指示

知事は、原子力事業者から即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合、市町

村との広域的な避難調整を行った上で、即時避難区域（P A Z）市村の長を経由して、即時避難区域（P A Z）内の住民等に、直ちに避難をするよう指示\*する。

この場合において、知事は、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難施設名を示すとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

#### イ 避難準備区域（U P Z）の住民等の屋内退避の指示

避難準備区域（U P Z）市町村の長は、事業者から即時避難区域（P A Z）の住民等の即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合には、避難準備区域（U P Z）内の住民等に対し、防災行政無線、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

また、避難準備区域（U P Z）市町村の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。

#### ウ 避難準備区域（U P Z）の住民等の避難の指示

知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、避難準備区域（U P Z）市町村に対し、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、避難区域を含む市町村（以下「避難市町村」という。）の長を経由して、受入市町村及び避難施設名を示すとともに、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等気象状況若しくは国による予測結果から避難区域が確認された場合

(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

#### エ 屋内退避計画地域（P P A）の住民等の屋内退避

県は、次に掲げる場合には、屋内退避計画地域（P P A）市町村に対し、屋内退避区域を速やかに通知する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

(イ) 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

オ 上記エの県による緊急時モニタリングの結果又は国による予測結果等から、エの通知を受けた場合には、屋内退避区域を含む市町村の長は、当該区域の住民等に対し、屋内退避場所について、あらためて周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

#### (2) 避難手段

県知事及び避難市町村の長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

また、県知事及び避難市町村の長は、自家用車両による避難を指示する場合、自家用車両等の利用の困難な住民については、退避所・集合場所への移動を指示する。

### (3) 避難・屋内退避の実施

#### ア 即時避難区域（PAZ）における避難の実施

即時避難区域（PAZ）市村は、（1）アの避難指示があった場合には、即時避難区域（PAZ）内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

#### イ 避難準備区域（UPZ）における避難の実施

避難市町村は、（1）ウの通知を受けた場合には、避難区域の住民等に対し、避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

#### ウ 屋内退避計画地域（PPA）における屋内退避の実施

屋内退避計画地域（PPA）市町村は、（1）エの通知を受けた場合には、あらかじめ定めた行動計画に基づき、イにより屋内退避を指示した区域以外の屋内退避計画地域（PPA）内の区域について、屋内退避の準備を実施する。

### (4) 避難措置の追加

知事は、次に掲げる場合には、（1）イ又はエにより屋内退避区域に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。

ア その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合  
イ 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要と判断される場合

ウ 国から指導、助言又は指示があった場合

### (5) 市町村長による避難指示

市町村の長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示等を行う。

### (6) 避難の実施における関係機関の連携

県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、可能な限り支援、協力を努める。

ア 避難市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

また、自家用車両による避難の場合、災害時要援護者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市町村及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により行う。

さらに、避難に当たっては、放射性物質の状況を考慮しながら、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。

イ 避難市町村は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

ウ 避難市町村は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて住民避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

なお、避難市町村は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

エ 避難市町村は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

オ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、市町村に協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。

カ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施

する。

キ 避難市町村は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。

県は、市町村が行う住民の避難に協力する。

ク 避難市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、避難市町村は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

ケ 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。

コ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

なお、受入市町村は、避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。

サ 受入市町村は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

シ 受入市町村は、避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

また、避難者の流入により避難者の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

#### (7) 屋内退避の実施における留意点

ア 屋内退避区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。

自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。

#### (8) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送

放送事業者は、避難・屋内退避の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

### 5 災害時要援護者の支援

(1) 県及び即時避難区域（PAZ）市町村は、未満事象が発生した場合、事故の急速な進展に備え、災害時要援護者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、災害時要援護

者等に対し避難準備を行うよう連絡する。

- (2) 避難準備区域（UPZ）市町村は、未滿事象が発生した場合など、必要に応じ早期に災害時要援護者の避難準備に着手する。
- (3) 市町村は、在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避を「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。
- (4) 病院、福祉施設等は、入院又は入所の災害時要援護者の避難・屋内退避について、避難誘導等の計画に基づき実施する。
- (5) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、災害時要援護者の避難・屋内退避が困難な場合には、福祉避難所への避難等の支援を実施する。
- (6) 市町村は、県と協力し、避難することとなった災害時要援護者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。
- (7) 県は、市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、災害時要援護者に十分配慮し、健康状態の把握に努める。  
また、県及び市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

## 6 交通の規制及び立入制限等の措置

県警察は、避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施する。

県警察、道路管理者等は、市町村長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を挙げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。

## 7 避難所等の運営

避難市町村、受入市町村は、町内会・自主防災組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。

- (1) 受入市町村は、初動期において、避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数を始め現況を把握する。  
また、屋内退避市町村は、屋内退避を指示した場合には、屋内退避所ごとに退避者の人数を始め現況を把握する。
- (2) 受入市町村は、初動期に、避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、女性の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施し、加えて、県及び受入市町村は、「新潟県災害時 こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。
- (3) 受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐものとする。
- (4) 県は、住民等の避難が長期化した場合には、市町村と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び愛玩動物の保護場所の確保等に留意するとともに、災害時要援護者の処遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮した支援を行う。

## 8 避難・屋内退避者の生活支援

- (1) 屋内退避市町村は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努める。



- (2) 県は、市町村から避難所、屋内退避所等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。
- なお、供給に当たっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮する。
- (3) 県及び市町村は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。
- (4) 市町村は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。
- (5) 市町村は、避難所等施設責任者の指示により、町内会・自主防災組織等を通じて、子供や病弱者等を優先しながら物資を配付し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供する。
- (6) 電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、県、市町村等と協力し、屋内退避地域での供給を確保する。
- (7) 受入市町村及び避難市町村は、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

## 9 避難・屋内退避の解除

### (1) 避難指示の解除

県（市町村が避難指示を行った場合は、市町村長）は、緊急時モニタリングの結果、避難市町村における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市町村と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

市町村長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの勧告解除、又は指示解除等を行う。

### (2) 屋内退避指示の解除

屋内退避市町村は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

## 第7節 治安の確保

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関

### 1 方針

県、市町村及び関係機関は、緊急時には、早期に体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

### 2 警戒区域の設定等

- (1) 市町村は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができることとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市町村に当該

区域の設定を指示する。

(2) 県は、市町村が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。

(3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、県警察と連携し盗難等の各種犯罪の未然防止の施策を講ずる。

### 3 警戒区域への立入制限措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入を制限、若しくは禁止する措置を講ずる。

### 4 交通対策活動

#### (1) 交通規制

ア 県警察等は、警戒区域が設定された場合、当該警戒区域を設定した市町村及び県と協力し交通規制を実施する。

イ 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転手等に周知徹底を図る。

#### (2) う回対策

県警察は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

### 5 警戒警備活動

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民の不安解消に努める。

### 6 飛行規制措置

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、又は及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプター等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請する。

## 第8節 緊急被ばく医療の実施

【関係機関】 県（統括調整部、◎保健医療教育部、新潟県立がんセンター）、市町村、消防本部、航空自衛隊、（社）新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、柏崎総合医療センター、独立行政法人放射線医学総合研究所

### 1 方針

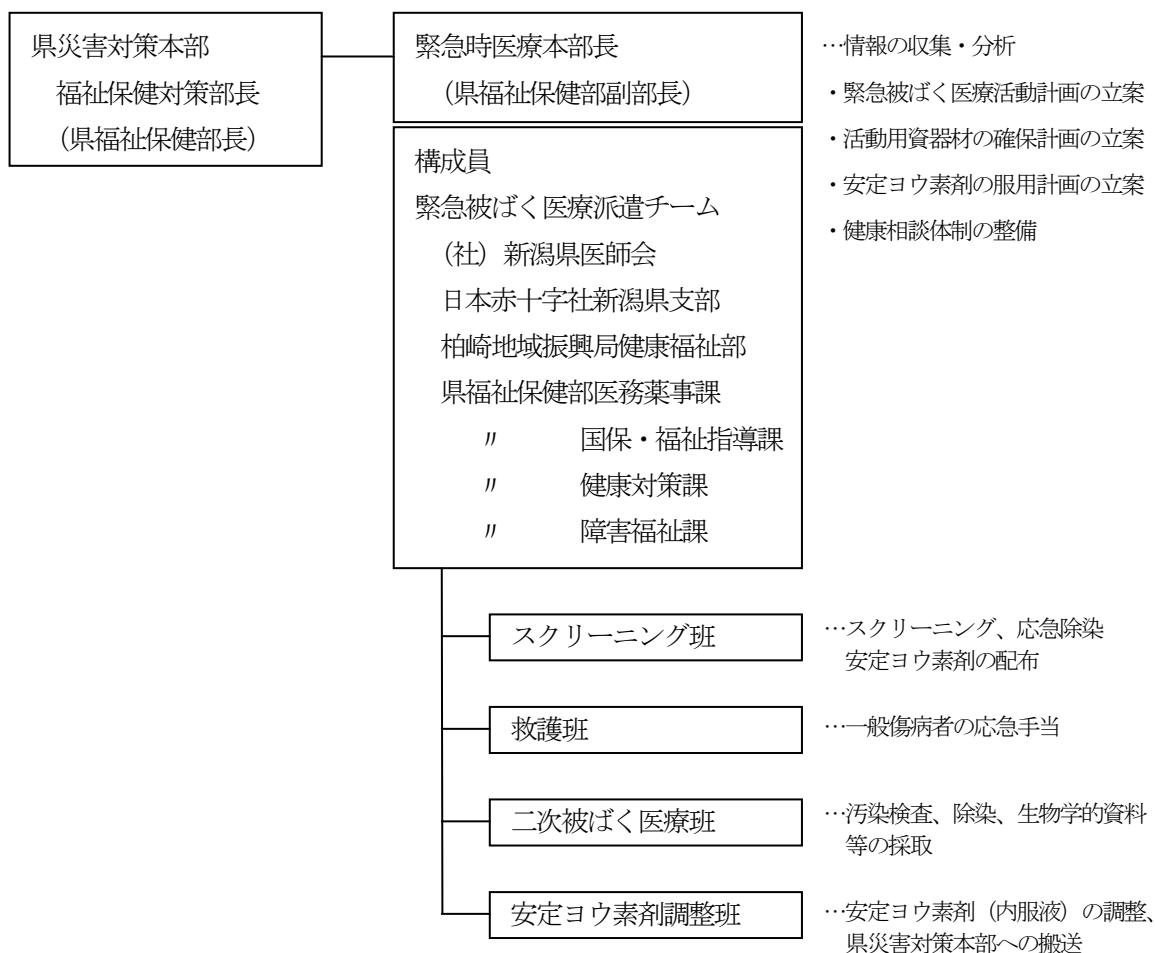
県は、緊急時において、住民及び発電所の職員の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な緊急被ばく医療体制を確立し、適切な緊急被ばく医療措置を講ずる。

### 2 緊急時医療本部の設置

県は、災害対策本部を設置したときは、福祉保健対策部の下に福祉保健部副部長を本部長とする緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、二次被ばく医療班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う。

緊急時医療本部の組織、活動内容等は次のとおりとする。

#### 緊急時医療本部の組織、活動内容等



### 3 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合は、国（安全規制担当省庁（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部長））、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

### 4 緊急被ばく医療活動の実施

原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

#### (1) 初期被ばく医療

- ① スクリーニング班は、必要に応じて独立行政法人放射線医学総合研究所等から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指導を受け、コンクリート屋内退避施設及び避難所に設置された救護所（以下、「救護所」という。）において住民の汚染検査、除染等を行う。
- ② 救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。
- ③ 初期被ばく医療を担う医療機関においては、被ばく患者の外来診療（拭き取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。

#### (2) 二次被ばく医療

二次被ばく医療班は、軽度の被ばく等を受けた者に対し、県立がんセンター新潟病院に設置された二次被ばく医療施設において、二次被ばく医療を実施する。

#### (3) 三次被ばく医療

二次被ばく医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関である独立行政法人放射線医学総合研究所に転送する。

#### (4) 救護所の設置

県は、コンクリート屋内退避施設及び避難所に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する。

なお、市町村は、救護所の運営を支援する。

#### (5) 災害時要援護者等への配慮

県は、緊急被ばく医療の実施に関して、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に十分配慮する。

### 5 安定ヨウ素剤等服用の指示

#### (1) 安定ヨウ素剤等の搬送

県は、住民が被ばく又は被ばくする恐れがある場合において、県が保管している安定ヨウ素剤等を速やかに避難所等に搬送する。また、関係市町村が保管している安定ヨウ素剤等を避難所等に搬送するよう関係市町村に指示する。

#### (2) 安定ヨウ素剤等服用の指示

県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示又は指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。なお、緊急の場合、県は、医師の意見を聞いて服用を指示する。

## 6 二次緊急医療施設等への傷病者の搬送

二次緊急医療施設（県立がんセンター新潟病院）への傷病者の搬送は、柏崎市消防本部の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行う。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

なお、緊急被ばく医療活動の詳細については、「緊急被ばく医療活動実施要領」に定める。

## 第9節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

【関係機関】 県（◎統括調整部、保健医療教育部、生活基盤対策部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関

### 1 方針

県及び市町村は、緊急時には、放射性物質により飲料水、飲食物及び農林水産物等が汚染されるおそれが生ずるため、関係機関と協力し、飲料水及び飲食物の汚染を的確に把握するとともに、その汚染の程度により採取及び摂取制限を行う体制の整備など、必要な措置を講ずる。

### 2 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように市町村に指示する。

また、県及び市町村は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放 射 性 ヨ ウ 素 (混合核種の代表核種：I-131)
飲 料 水	3 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類 (根菜、芋類を除く。)	2 × 10 <sup>3</sup> Bq/kg 以上

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	1 × 10 <sup>2</sup> Bq/kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)より抜粋

### 3 農林水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市町村等に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう指示する。

また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の放射性物質検査を実施する。

- ア 農作物の作付け制限
- イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
- ウ 農林水産物等の出荷制限
- エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
- オ その他必要な措置

- (2) 市町村は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、上記措置を講じるよう指示する。

### 4 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、新潟県地域防災計画（風水害

対策編) 第3章第26節の食料・生活必需品等供給計画及び同章第37節の給水・上水道施設応急対策に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

## 第10節 緊急輸送活動

【関係機関】 県 (◎統括調整部、食料物資部)、県警察、市町村、自衛隊、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、交通・鉄道・運送事業者、新潟空港事務所、日本通運 (株)、佐渡汽船 (株)

### 1 方針

県及び市町村は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

### 2 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

県は、市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、緊急事態対応方針決定会議の構成員
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 緊急事態対応方針決定会議の構成員 (国の現地対策本部長及び県の災害対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等)、災害応急対策要員 (合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等) 及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関の協力を得て、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。
- ③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

#### (4) 交通・運送事業者による車両調達等

- ① 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事

業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。

- ② 県は、輸送に従事した者に対し、スクリーニング等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

### 3 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

なお、災害対応に使用する車両に関しては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく手続等に従い対応する。

県及び道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとる。

## 4 輸送体制

### (1) 陸路による輸送

ア 県は、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報を把握する。

イ 県は、県警察と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。

ウ 県及び道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

エ 県は、県警察、道路管理者と協力し、交通状況を迅速に把握する。

オ 県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関及び住民に対して周知を図る。

カ 県は、鉄道によって輸送する場合は、鉄道事業者と協議して行う。

### (2) 空路による輸送

ア 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の影響を踏まえた上で、航空機を利用し、県は、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、緊急時モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。

イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。

ウ 市町村は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。

### (3) 海路による輸送

県は、陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施する。



## 第11節 救助・救急及び消火活動

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

### 1 方針

県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

### 2 活動内容

- (1) 県は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- (2) 県は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村から救助・救急活動及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 県は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を消防庁等に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する。

なお、要請時には次の事項に留意する。

ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）市町村への進入経路及び集結（待機）場所

### 3 原子力事業者の消火体制

原子力事業者は、発電所の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確認しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

### 4 海上における救助・救急対策

- (1) 県は、海上における災害を認めた場合は、速やかに第九管区海上保安本部等に救助・救急活動を要請する。
- (2) 県は、市町村から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、第九管区海上保安本部等に対し応援を要請する。

また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

## 5 空からの救助・救急対策

- (1) 航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、市町村はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。
- (2) 県は、市町村から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリによる救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ空中における放射性物質の状況に留意しつつ、県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。
- (3) 県は、関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し要請する。

## 第12節 防災業務関係者防護対策

【関係機関】県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、自衛隊、屋内待避計画地域（PPA）内市町村、避難準備区域（UPZ）内市町村、防災関係機関、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所

### 1 方針

県及び防災関係機関は、緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保するため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

### 2 防災業務関係者の安全確保

県は、次により、防災業務関係者の安全確保を図る。

#### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害現地対策本部との連絡を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災要員が冷静な判断と行動を取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

#### (2) 防護対策

① 本部長、緊急時医療本部長、環境調査班長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示する。

また、本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示する。

② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。

さらに、防護資機材に不足が生じた場合、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

### (3) 防災業務関係者の被ばく管理

① 防災業務関係者の被ばく管理については、原子力安全委員会が防災指針で示した次の防護指標に基づき行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50mSvを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	<p>実効線量で100mSvを上限とする。</p> <p>作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。</p> <p>眼の水晶体：等価線量で300mSv</p> <p>皮 膚：等価線量で1Sv</p>

② 防災業務関係者の被ばく管理は、防災関係機関ごとに被ばく管理責任者を定め、各機関独自に行うが、これが困難な場合、県は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。

また、原則として、防災業務関係者の1日被ばく線量が実効線量で10mSv以内となるよう管理目標を定める。

③ 県は、原子力防災センターに被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

④ 県は、緊急時医療本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームの協力により被ばく管理を行う。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

⑤ 県は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

## 第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

【関係機関】県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関、◎東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所

### 1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、安全規制

担当省庁、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

## 2 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ・ 消火・延焼の防止の措置
- ・ 立入制限区域の設定
- ・ モニタリングの実施
- ・ 核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ・ 付近にいる者の避難
- ・ 放射線障害を受けた者の救出・避難等の措置
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

## 3 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

## 4 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

## 5 海上保安部署の活動

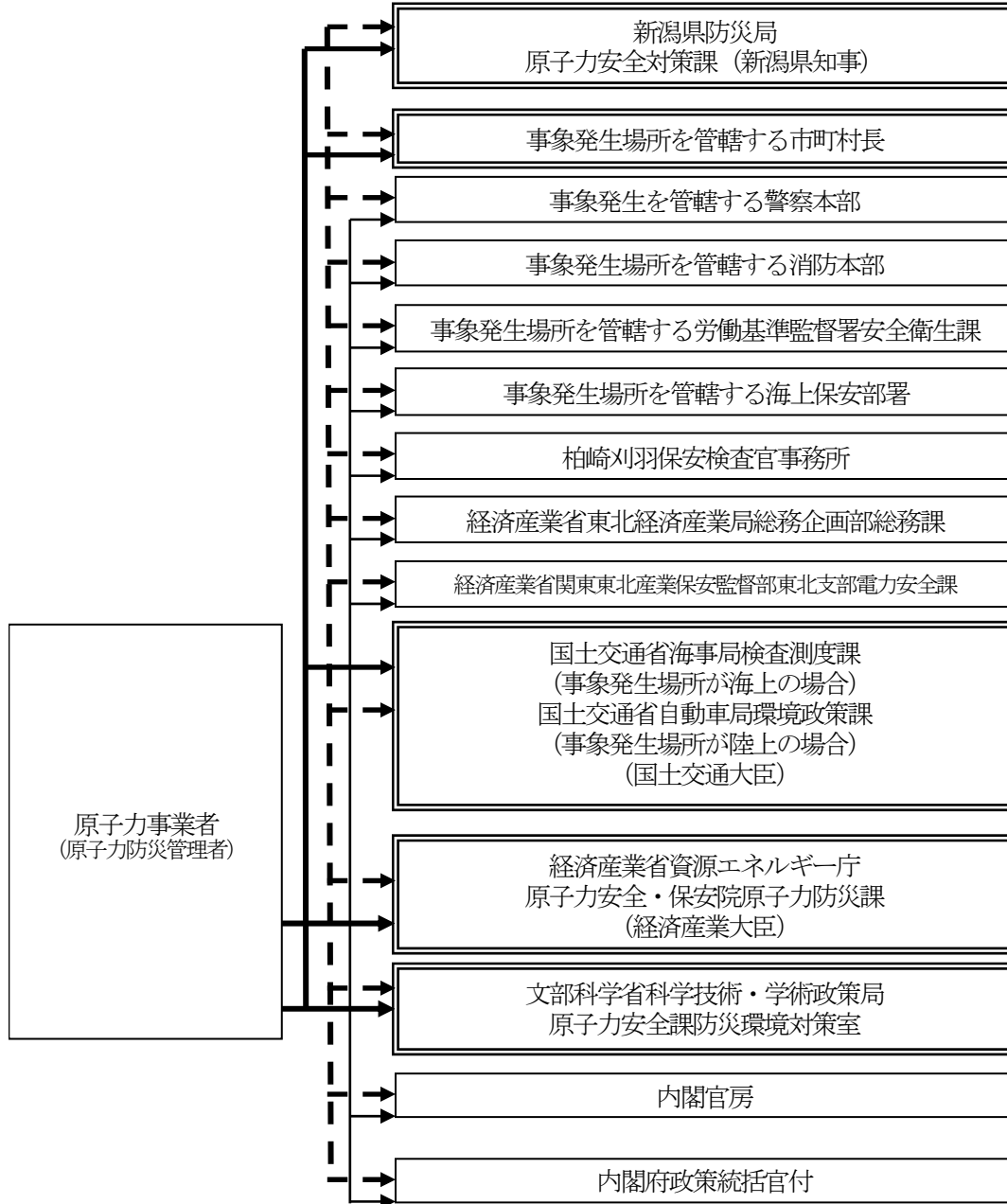
事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

## 6 県の活動

県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防及び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路

(事業所外運搬での事象発生時) 柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画から抜粋・要約



- 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- 電話によるファクシミリ着信の確認
- ファクシミリによる送信
- 電話等による連絡

## 第4章 複合災害対策

### 第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

【関係機関】県（統括調整部）、県警察

#### 1 方針

複合災害時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は新潟県危機管理対応方針に基づく警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

#### 2 災害対策本部等の設置基準

第3章第1節2に準じる。

#### 3 警戒本部の設置

##### (1) 警戒本部設置基準

知事は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、災害対策本部の設置準備のため、警戒本部を設置する。

##### (2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、原子力安全対策課に設置する。

##### (3) 組織、所管事務、本部会議及び廃止

第3章第1節3（3）、（4）、（5）及び（6）に準じる。

#### 4 災害対策本部の設置

##### (1) 設置基準

① 知事は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

② 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、特定事象等の発生通報後速やかに国、市町村及び原子力事業者等関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

③ 知事は、概ね次の基準により災害対策本部を廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

##### (2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、危機管理センターに設置する。

##### (3) 体制の規模

災害対策本部の組織は、別表3のとおりとし、構成及び事務分掌は、別表4のとおりとする。

##### (4) 本部設置の周知、本部の組織及び運営等

第3章第1節4（4）、（5）のとおりとする。

##### (5) 現地対策本部

本部長は、災害対策本部の設置と同時に、本部の事務の一部を行うため、副知事を現地本部長とする現地対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

#### ア 現地本部の場所

現地本部は、原子力防災センターに設置する。

#### イ 組織

- a 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。
- b 現地本部長は本部長（知事）の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。
- c 現地副本部長は県現地本部長を補佐し、県現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### ウ 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

## 第2節 複合災害時における応急対策

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、市町村、防災関係機関

### 1 方針

県及び市町村は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

### 2 情報の収集・連絡

県及び市町村は、防災関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

### 3 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行う。

- (1) 県は、自動観測局が被災した場合、まず県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応し、状況に応じてこれらを重点モニタリングエリアに展開する。
- (2) 県は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、モニタリング計画を作成する。
- (3) 県は、モニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、国及び原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づき要請を行うなど、緊急時のモニタリング設備や体制を確保する。

### 4 周辺住民等への情報伝達活動

- (1) 県及び市町村は、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市町村は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、ま

たは、広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

- (3) 県及び市町村は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

## 5 避難・屋内退避等

### (1) 避難・屋内退避等の対応方針

ア 県及び市町村は、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を基本としたうえで、上記2で情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。

なお、県は広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対し示す。

イ 県及び市町村は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

### (2) 避難誘導時の配慮

ア 市町村は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定される場合は、避難誘導にあたり十分注意する。

イ 市町村は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に進むよう対応する。

### (3) 避難・屋内退避所等の運営

ア 市町村は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定される場合は、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を超えた対応を行う。

ウ 県及び市町村は、防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。

エ 市町村は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。

オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。

## 6 緊急被ばく医療

(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。

(2) 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。

(3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

## 7 緊急輸送活動

(1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定される場合は、市町村、指定地方行政機関と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報



を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。

(2) 県及び市町村は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させる等の対応を行う。

## 8 救助・救急及び消火活動

県及び市町村は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射線物質の状況について、情報提供する。

## 第5章 災害復旧対策

### 第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、復旧・復興に遅れが生じないよう、国、市町村、原子力事業者と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

### 第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態対応対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。

また、解除実施状況を確認する。

### 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、原子力災害事後対策や風評被害等への影響を考慮し、国、市町村、モニタリング関係機関及び原子力事業者と協力し、当面は緊急時に準じた体制で環境放射線モニタリングを行うとともに、その結果を速やかに公表し、住民等に周知する。

### 第5節 災害記録の作成及び相談窓口の設置等

#### 1 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨を証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

#### 2 被害状況調査の実施

県は、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備するよう市町村に指示し、これに協力する。

#### 3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

#### 4 相談窓口の設置等

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき実施することとされている。

### 第6節 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市町村、防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

### 第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、中小企業等の被災状況を確認し、支援方針を定めた上で、必要に応じて、国と協調した中小企業高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付及び税の軽減などの支援措置を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

### 第8節 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

県は、国、市町村、日本赤十字社及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、災害時要援護者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

### 第9節 物価の監視

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、国、市町村の協力を得て、生活関連物資の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

### 第10節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

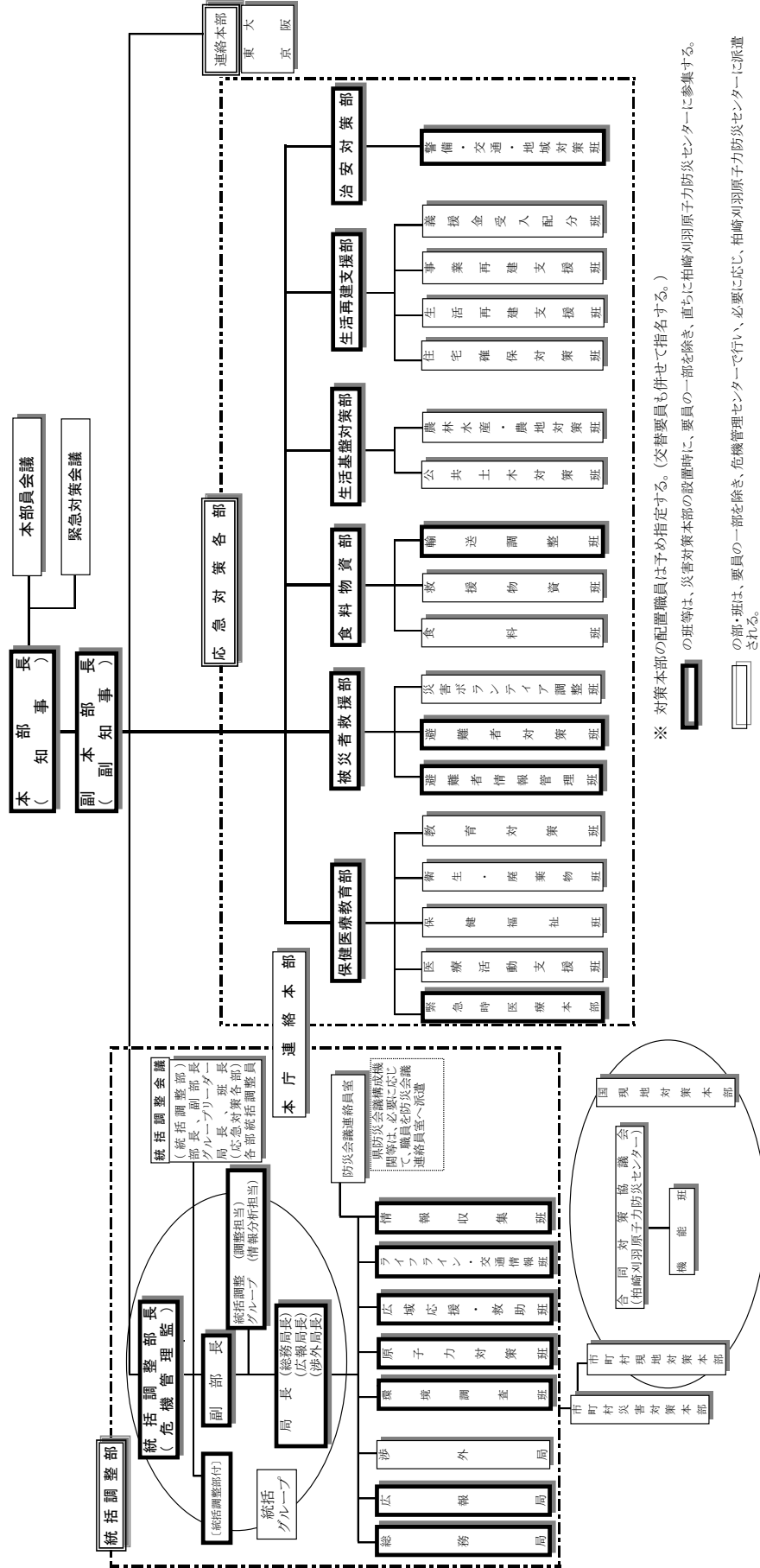
県は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境放射線モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、現地事後対策連絡会議が原子力防災センター等において開催

された場合、必要に応じて関係する職員を派遣する。

#### **第 11 節 原子力事業者からの要員の派遣**

県は、復旧対策に際し、必要に応じて原子力事業者に対して要員の派遣を要請する。

別表 1 原子力災害対策本部組織（原子力災害単独発生時）



別表2 原子力災害対策本部統括調整部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

【注1】本部の業務は、本部要員が本部事務室で行うが、必要に応じて本部各班の指示の下に、既存部課にも担当してもらうこととなる。その場合の担当既存部課を定めたもの。

【注2】災害対策本部体制縮小後の各班等業務の取りまとめや連絡の窓口となる既存課を定めたもの。

部	局・グループ・班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	
危機対策課					
統括調整部	統括調整グループ	(調整担当)			
		・ 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事	危機対策課	危機対策課	
		・ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事	危機対策課		
		・ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事	危機対策課		
		・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の可否の決定に関する事	危機対策課、消防課		
		・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事	危機対策課、防災企画課		
		・ 統括調整会議の開催に関する事			
		・ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事			
		・ 地方本部、現地本部及び連絡本部の設置に関する事			
		・ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事	危機対策課		
	・ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事	危機対策課			
	・ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事				
	・ 退避の指示、警戒区域の設定に関する事	原子力安全対策課	原子力安全対策課		
	情報収集班	(情報分析担当)			危機対策課
		・ 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事	危機対策課		
		・ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定に関する事	危機対策課		
		・ 統括調整部各班及び災害対策本部各部が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事	危機対策課		
	情報収集班	・ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事	危機対策課	危機対策課	
		・ 地図情報の統括に関する事	危機対策課		
		・ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	危機対策課		
・ 気象・気象情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事		危機対策課			
・ 市町村への情報提供（一斉FAX/総合防災情報システム）に関する事		危機対策課			
・ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事		危機対策課			
・ 災害速報の消防庁への報告に関する事		危機対策課			
・ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事		危機対策課			
・ 初期期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事		危機対策課			
・ 報道モニタリングに関する事		広報広聴課			
ライフライン・交通情報班	・ 市町村、柏崎市消防本部との連絡に関する事	原子力安全対策課	原子力安全対策課		
	・ 防災センターと県庁の連絡に関する事	原子力安全対策課			
ライフライン・交通情報班	・ 交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事	交通政策課	交通政策課		
	・ ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事	産業振興課・消防課・生活衛生課			
広域応援・救助班	・ 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事	危機対策課・消防課	消防課		
	・ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事	危機対策課			
	・ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	危機対策課			
	・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事	危機対策課・消防課			
	・ 避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター、船艇等の確保に関する事	危機対策課・消防課			
原子力対策班	・ 避難実施時の避難者の搬送に関する事	危機対策課	原子力安全対策課		
	・ 発電所との連絡及び事故情報の把握に関する事	原子力安全対策課			
	・ 防災センターの設営及び運営に関する事	原子力安全対策課			
	・ 国対策本部との報道発表内容の調整に関する事	原子力安全対策課			
	・ 避難の総合的な進行管理に関する事	原子力安全対策課			
	・ 避難退避指示内容の検討に関する事	原子力安全対策課			
	・ 運送事業者への避難住民の運送要請及び調整に関する事	原子力安全対策課			
	・ 避難における国・他の地方公共団体への要請に関する事	原子力安全対策課			
	・ 市町村が行う避難誘導への支援に関する事	原子力安全対策課			
	・ 避難誘導における関係機関との連絡調整に関する事	原子力安全対策課			
	・ 避難者の復帰に関する事	原子力安全対策課			
・ 住民等の避難、退避及び立入制限の連絡に関する事	原子力安全対策課				
・ 放射性物質による汚染の除去及び除染に関する事	原子力安全対策課				

別表2 原子力災害対策本部統括調整部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

部	局・グループ・班	分 掌 事 務	対応既存部課	窓口課 【注2】
統括調整部	環境調査班	・ 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事	放射能対策課	放射能対策課
		・ 緊急時環境放射線モニタリングの結果等に基づく線量の評価に関する事	放射能対策課	
		・ 防護対策区域の検討に関する事	放射能対策課	
	総務局	・ 災害対策本部会議の開催に関する事		防災企画課
		・ 関係機関連絡員室の設置に関する事		
		・ 災害対策本部、地方本部等の人員調整に関する事	人事課	
		・ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事	人事課	
		・ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事	管財課	
		・ 地方本部等の運営支援に関する事	防災企画課	
		・ 内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に関する事	危機対策課	
		・ 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事	人事課	
		・ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舍確保に関する事	人事課	
		・ 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事	市町村課	
		・ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事	危機対策課	
		・ 県有車両及び船舶の集中管理に関する事	管財課・防災企画課	
		・ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事	危機対策課・県警本部	
		・ 災害用通信施設の機能確保に関する事	管財課	
		・ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事	管財課	
		・ 自衛隊の通信支援の受入れに関する事	管財課・危機対策課	
		・ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事	防災企画課	
		・ 災害対策関係予算に関する事	防災企画課	
		・ 災害対策本部の経理に関する事	防災企画課	
		・ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事	危機対策課	
		・ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事	防災企画課	
		・ 激甚災害に関するとりまとめに係る業務	防災企画課	
		・ 国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に関する事	防災企画課	
	渉外局	・ 災害対応に係る市町村の行財政運営に係る助言に関する事	市町村課	政策課
		・ 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事	市町村課	
		・ 海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事	国際課	
		・ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事	秘書課	
		・ 大臣等主要来県者の接遇に関する事	秘書課	
		・ 国の機関、国会議員等の視察に関する事	政策課	
		・ 外国からの視察に関する事	国際課	
		・ 他都道府県の議員の視察に関する事	議会事務局	
		・ 他都道府県の職員の視察に関する事	政策課	
	・ 国への要望に関する事	政策課		
	広報局	・ 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事	広報広聴課	広報広聴課
		・ 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事	広報広聴課	
		・ 生活関連情報の提供に関する事	広報広聴課	
		・ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事	広報広聴課	
		・ 報道機関への緊急報道要請に関する事	広報広聴課	
		・ 報道機関からの照会に対する対応に関する事	広報広聴課	
		・ 地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事	広報広聴課	
		・ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事	情報政策課	
		・ 在県外国人への情報提供に関する事	国際課	
		・ 安否情報の提供及び安否情報システム利用等の周知に関する事	情報政策課	
		・ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事	広報広聴課	
・ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事		広報広聴課		
・ 災害の記録及び資料の収集に関する事	広報広聴課			

別表2 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

【注1】本部の業務は、本部要員が本部事務室で行うが、必要に応じて本部各班の指示の下に、既存部課にも担当してもらうこととなる。  
その場合の担当既存部課を定めたもの。

【注2】災害対策本部位制縮小後の各班等業務の取りまとめや連絡の窓口となる既存課を定めたもの。

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
保健医療教育部	統括調整員	・ 部内の総合調整に関すること		病院局総務課
		・ 統括調整部との連絡調整に関すること		
		・ 部所管事務の進捗状況の把握に関すること		
	医療活動支援班	・ 初動時の緊急医療体制の確立に関すること	医務薬事課	医務薬事課
		・ 市町村救護所開設状況等の関係機関への提供に関すること	医務薬事課	
		・ 医療機関の活動状況に関する情報収集及び提供に関すること	医務薬事課・病院局	
		・ 災害保健対策現地本部の設置に関すること	医務薬事課	
		・ 県医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）及び県歯科医療救護班の派遣に関すること	医務薬事課・病院局	
		・ 災害保健対策現地本部への職員派遣等の活動支援に関すること	医務薬事課	
		・ 救護センターの設置及び医療活動に関すること	医務薬事課	
		・ 患者搬送に係る広域的搬送体制の確保に関すること	医務薬事課	
		・ 医師等医療従事者の確保に関すること	医務薬事課・病院局	
		・ 医師会及び日本赤十字社に対する死体検案及び処理に係る応援要請に関すること	医務薬事課	
		・ 関係機関への医療資器材の供給要請に関すること	医務薬事課・病院局	
		・ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関すること	生活衛生課	
		・ 霊柩車、骨壺等の手配に関する関係団体への応援要請に関すること	生活衛生課	
		・ 医療機関への医療活動情報の提供に関すること	医務薬事課・病院局	
		・ 医療従事者の派遣調整に関すること	医務薬事課	
		・ 他都道府県及び国への医療活動支援要請に関すること	医務薬事課	
		・ 医療関係団体への医療活動支援要請に関すること	医務薬事課	
		・ 市町村救護所で行われる医療活動の活動支援に関すること	医務薬事課	
		・ 被災地隣接医療圏における後方医療活動支援（職員及び救護班の派遣等）に関すること	医務薬事課・病院局	
	・ 後方病院における医療救護活動に関すること	医務薬事課・病院局		
	保健福祉班	・ 防疫及び保健衛生対応に必要な情報の収集に関すること	健康対策課	健康対策課
		・ 巡回保健班の編制及び循環計画の策定並びに健康相談の実施に関すること	福祉保健課	
		・ 各種保健指導の実施に関すること	健康対策課	
		・ 災害防疫対策本部の調整に関すること	健康対策課	
		・ 健康調査及び健康診断の実施に関すること	健康対策課	
		・ 感染症対策に関すること	健康対策課	
		・ 臨時予防接種及び検診の実施に関すること	健康対策課	
		・ 市町村対応の防疫保健衛生対応の県による代替に関すること	健康対策課	
		・ 各種防疫指導の実施に関すること	健康対策課	
		・ 各種栄養相談及び指導の実施に関すること	健康対策課	
・ 防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請に関すること		健康対策課		
・ 災害時要援護者（施設入所者を含む。）の被災状況の把握に関すること		福祉保健課・高齢福祉保健課・健康対策課・障害福祉課・国際課		
・ 保健師等の派遣に関すること		福祉保健課		
・ 市町村が行う被災した災害時要援護者の日常生活支援対応に係る指導及び助言に関すること		福祉保健課		
・ 社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること		福祉保健課・高齢福祉保健課・障害福祉課		
・ 災害時要援護者に対する巡回相談等の実施に関すること	福祉保健課			
・ 災害時要援護者の対応に係る市町村支援（職員派遣等）に関すること	福祉保健課			
・ 災害時要援護者の居住家屋の雪下ろし及び除雪対応の実施に関すること	福祉保健課			
・ 手話通訳者の派遣に関すること	障害福祉課			
・ 点字資料の作成に関すること	障害福祉課			
・ 心のケア対策に関すること	障害福祉課			



別表2 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
保健医療教育部	衛生廃棄物班	・ 生活環境整備に係る市町村担当部局との連携調整に関すること	生活衛生課	廃棄物対策課
		・ 食品衛生班の編制に関すること	生活衛生課	
		・ 緊急食品の配給に係る食品衛生確保に関すること	生活衛生課	
		・ 給水班の編制及び給水活動の実施に係る関係団体への要請及び連携調整に関すること	生活衛生課	
		・ 水質班の編制及び水質検査の実施に係る関係団体への要請及び連携調整に関すること	生活衛生課	
		・ 食品衛生協会との連携調整に関すること	生活衛生課	
		・ 被災地における愛玩動物の保護対策に関すること	生活衛生課	
		・ 市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること	廃棄物対策課	
		・ 廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関すること	廃棄物対策課	
		・ ゴミ処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関すること	廃棄物対策課	
		・ し尿処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関すること	廃棄物対策課	
		・ 他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請に関すること	廃棄物対策課	
		・ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること	廃棄物対策課	
		・ 飲料水及び飲食物の摂取制限に関すること	生活衛生課	
	・ 水道事業者等に対する給水制限命令に関すること	生活衛生課		
	・ 上水道の測定に関すること	生活衛生課		
	教育対策班	・ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関すること	文書私学課・教育庁総務課・義務教育課・高等学校教育課	教育庁総務課
		・ 教育活動の再開に係る検討に関すること	義務教育課・高等学校教育課	
		・ 教職員の派遣に関すること	教育庁総務課・義務教育課・高等学校教育課	
		・ 文化財等の被害状況の把握に関すること	文化行政課	
・ 児童及び生徒の被害状況、避難児童生徒の受入状況の把握に関すること		文書私学課・義務教育課・高等学校教育課		
・ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関すること		文書私学課・義務教育課・高等学校教育課		
・ 教科書、学用品等の調達及び斡旋に関すること		義務教育課・高等学校教育課		
・ 児童及び生徒に対する心のケアに関すること		義務教育課・高等学校教育課		
・ 避難児童生徒の学籍、進路に関すること		義務教育課・高等学校教育課		
・ 校庭、グラウンドの土壌測定に関すること		義務教育課・高等学校教育課		
緊急時医療本部	・ 緊急被ばく医療の実施に関すること	医務薬事課	医務薬事課	
	・ 医療機器及び医薬品の確保に関すること	医務薬事課		
部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
被災者救援部	統括調整員	・ 部内の総合調整に関すること		県民生活課
		・ 統括調整部との連絡調整に関すること		
		・ 部所管事務の進捗状況の把握に関すること		
	被災者情報管理班	・ 被災者（在宅者を含む）のニーズ把握（被災者現況リスト）取りまとめに関すること	広域支援対策課・防災企画課	震災復興支援課
		・ 被災者現況リストの作成に係る市町村・地方本部との連携・協力に関すること	震災復興支援課・防災企画課	
	・ 被災者現況把握に係る県職員、市町村職員応援派遣の総務局との調整に関すること	防災企画課		
	・ 安否情報不明者（治安対策部とりまとめ）との突合等に関すること	防災企画課		

別表2 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
被災者 救援部	避難者 対策班	・ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事	市町村課	福祉保健課
		・ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事	市町村課	
		・ 教育施設における避難所開設の協力に関する事	財務課・義務教育課・高等学校教育課	
		・ 避難児童生徒に係る臨時の学校施設に関する事	財務課・義務教育課・高等学校教育課	
		・ ユニットハウス、自衛隊テント等の簡易避難資機材の幹旋及び管理に関する事	危機対策課	
		・ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事	防災企画課	
		・ 市町村が行う避難所外避難者の状況調査への協力に関する事	防災企画課	
		・ 旅行者の避難所受入れに関する事	観光振興課	
		・ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事	生活衛生課	
	・ 福祉避難所開設等支援に関する事	福祉保健課・高齢福祉保健課・障害福祉課		
	災害 ボランティア 調整班	・ 県災害救援ボランティア本部に対する支援に関する事	県民生活課	県民生活課
		・ 市町村ボランティア本部との連携調整に関する事	県民生活課	
		・ 総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関する事	県民生活課	
		・ ボランティアの要請、受入れ、登録及び派遣に係る調整に関する事	県民生活課	

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
食料物資部	統括調整員	・ 部内の総合調整に関する事		農業総務課
		・ 統括調整部との連絡調整に関する事		
		・ 部所管事務の進捗状況の把握に関する事		
	食 料 班	・ 市町村からの食料供給応援要請の受付及び把握に関する事	食品流通課	食品・流通課
		・ 食料供給に係る協定締結団体等への要請に関する事	食品流通課・防災企画課	
		・ 食料品供給に係る被災地外市町村への供給調整及び幹旋に関する事	食品流通課	
		・ 自衛隊及び日本赤十字社に対する食料品の供給又は炊き出しの要請に関する事	防災企画課、危機対策課	
		・ 他都道府県への食料供給に係る応援要請に関する事	防災企画課	
		・ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事	食品流通課	
		・ 食料の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事	食品流通課	
		・ 県備蓄物資の供給に係る決定及び指示に関する事	防災企画課	
		・ 受入食料の供給に係る決定及び指示に関する事	食品流通課	
	救援物資班	・ 市町村からの生活必需品等供給応援要請の受付及び把握に関する事	商業振興課	商業振興課
		・ 生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事	防災企画課	
		・ 生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び幹旋に関する事	商業振興課	
		・ 日本赤十字社に対する生活必需品等の供給の要請に関する事	防災企画課	
		・ 他都道府県への生活必需品等供給に係る応援要請に関する事	商業振興課	
		・ 国の機関に対する生活必需品等供給に係る応援要請に関する事	商業振興課	
		・ 生活必需品販売者に対する適正価格での供給指導に関する事	消費者行政課	
		・ 物資の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事	商業振興課	
		・ 生活必需品等の調達に係る東京事務所及び大阪事務所との調整に関する事	政策課・産業政策課	
		・ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事	商業振興課	
		・ 生活必需品等及び義援物資に係るニーズの報道提供に関する事	広報広聴課	
	輸送調整班	・ 食料物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定に関する事	港湾振興課	港湾振興課
		・ 食料物資の輸送に係る車両船舶等の調達幹旋に関する事	港湾振興課	
		・ 食料物資の航空輸送の調達手配に関する事	空港課	
		・ 臨時ヘリポートの確保に関する事	港湾振興課	
		・ トラックターミナルの確保に関する事	港湾振興課	
		・ 食料物資の輸送に係る港湾及び漁港の利用に関する事	港湾整備課・漁港課	
		・ 食料物資の輸送に係る空港の時間外使用許可に関する事	空港課	
・ 北陸信越運輸局等関係機関との連携調整に関する事		交通政策課		
・ 鉄道事業者への輸送応援要請に関する事		交通政策課		
・ 食料物資の一次集積場所及び輸送中継基地の確保に関する事		港湾振興課		
・ 輸送中継基地と避難所との食料物資要望状況等の連携に関する事		港湾振興課		
・ 配送先別の仕分けに関する事		港湾振興課		
・ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え及び発送に関する事		港湾振興課		
・ 食料物資の供給に係るボランティアとの協働対応に関する事		県民生活課		
・ 住民等の輸送に係る車両の確保に関する事		交通政策課		

別表2 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
生活 基盤 対策部	統括調整員	・ 部内の総合調整に関すること		監理課
		・ 統括調整部との連絡調整に関すること		
		・ 部所管事務の進捗状況の把握に関すること		
	公共土木 対策班	・ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	監理課
		・ 交通規制（陸上及び海上）の実施及び迂回路等の策定に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		・ バトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		・ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		・ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		・ 各施設の応急復旧の実施及び調整に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		・ 市町村の行う上下水道復旧活動への支援及び関係機関への応援要請に関すること	生活衛生課・下水道課	
		・ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		・ 河川水、工業用水、汚泥等の測定に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課	
		農林水産 ・農地対策班	・ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること	
	・ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること		農林水産部・農地部 各施設所管課	
	・ 危険箇所に係る立入制限措置等の実施に関すること		農林水産部・農地部 各施設所管課	
	・ 被災施設の応急復旧の実施及び調整に関すること		農林水産部・農地部 各施設所管課	
	・ 農林畜水産物の測定、汚染農林畜水産物の流通規制に関すること		食品流通課	
	・ 農林畜水産業（施設を含む）の被害調査及び災害応急対策に関すること		農業総務課・経営普及課・林政課・畜産課・水産課	
	・ 二次災害防止のための農業協同組合、農家等への指導又は指示に関すること		経営普及課	
	・ 応急対策の実施又は農業協同組合、農家等による応急対策の実施に係る指導に関すること		農林水産部・農地部 各施設所管課	
・ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること	農産園芸課・経営普及課			
・ 所管する施設が、避難施設にあてられた場合の措置に関すること	農林水産部・農地部 各施設所管課			
・ 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農地部			
			産業政策課	
生活 再建 支援部	統括調整員	・ 部内の総合調整に関すること		
		・ 統括調整部との連絡調整に関すること		
		・ 部所管事務の進捗状況の把握に関すること		
	生活再建 支援班	・ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること	労務雇用課	防災企画課
		・ 生活関連物資等の需給及び価格状況の調査及び監視に関すること	消費行政課	
		・ 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること	税務課	
		・ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること	広報広聴課	
		・ 各種支援計画の実施窓口の開設に関すること	広報広聴課	
		・ 各種支援策に係る住民への周知に関すること	広報広聴課	
		・ 災害申慰金、災害傷害見舞金及び災害援護資金に関すること	防災企画課	
		・ 被災者生活再建支援法に関すること	防災企画課	
		・ 県単生活再建支援制度に関すること	防災企画課	
		・ 住宅の応急修理の実施に関すること	防災企画課	
		・ 県単応急修理制度に関すること	防災企画課	
・ 生活必需品の適正価格での供給に係る販売者に対する指導に関すること	県民生活課			
・ 家屋被害調査に係る支援業務	税務課			

別表2 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
生活 再建 支援部	住宅確保 対策班	・ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な情報の収集に関する こと	建築住宅課・防災企 画課	建築住宅課
		・ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の関係団体等との連絡調整に関する こと	建築住宅課	
		・ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する こと	建築住宅課	
		・ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する こと	建築住宅課	
		・ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する こと	都市政策課	
		・ 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する こと	建築住宅課	
		・ 被災地危険度判定の実施に係る連携調整に関する こと	都市政策課	
		・ 被災建築物応急危険度判定支援本部の設置及び実施に係る調整に関する こと	建築住宅課	
	事業再建 支援班	・ 被災した農家、畜産家、林業家、漁家等に対する支援対応に関する こと	経営普及課・畜産 課・林政課・水産課	産業政策課
		・ 二次被害防止のための指示及び要請に関する こと	経営普及課・畜産 課・林政課・水産課	
		・ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する こと	当該関係団体所管課	
		・ 相談窓口の開設に関する こと	産業政策課・農業総 務課	
		・ セーフティネット指定に向けた調査の実施に関する こと	商業振興課	
		・ 金融対策（災害復旧資金制度の創設等）に関する こと	商業振興課・農業総 務課・経営普及課	
		・ 事業再開に係る支援（専門家の派遣等）に関する こと	経営普及課・畜産 課・林政課・水産課 産業政策課・産業振 興課・商業振興課	
		・ 共同施設等の復旧支援に関する こと	農林水産部施設所管 課	
		・ 風評被害対策に関する こと	産業政策課・観光局 交流企画課・農業総 務課	
	義援金受入 配分班	・ 義援金の受付受入窓口の開設に関する こと	出納局	出納局管理課
		・ 義援金受付受入れの周知に関する こと	出納局	
		・ 義援金受領証の発行に関する こと	出納局	
		・ 義援金の公表に関する こと	出納局	
		・ 礼状の作成及び送付に関する こと	出納局	
		・ 義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関する こと	震災復興支援課・福 祉保健課	
	治安 対策部	統括調整員	・ 部内の総合調整に関する こと	県警本部
・ 統括調整部との連絡調整に関する こと			県警本部	
・ 部所管事務の進捗状況の把握に関する こと			県警本部	
警備・交通 地域対策班		・ 災害警備活動に関する こと	県警本部	警備第二課
		・ 県及び新潟県警察災害警備本部との連絡調整に関する こと	県警本部	
		・ 他機関との連絡調整に関する こと	県警本部	



別表4 原子力災害対策本部統括調整部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

【注1】本部の業務は、本部要員が本部事務室で行うが、必要に応じて本部各班の指示の下に、既存部課にも担当してもらうこととなる。  
その場合の担当既存部課を定めたもの。  
【注2】災害対策本部体制縮小後の各班等業務の取りまとめや連絡の窓口となる既存課を定めたもの。

部	局・グループ・班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】			
危機対策課							
統括調整部	統括調整グループ	(調整担当)					
		・災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事	危機対策課	危機対策課			
		・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事	危機対策課				
		・災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事	危機対策課				
		・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関する事	危機対策課、消防課				
		・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事	危機対策課、防災企画課				
		・統括調整会議の開催に関する事					
		・防災関係機関との合同会議の開催に関する事					
		・地方本部、現地本部及び連絡本部の設置に関する事					
		・災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事	危機対策課				
		・災害警戒及び注意喚起の発信に関する事	危機対策課				
		・事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事					
		・退避の指示、警戒区域の設定に関する事	原子力安全対策課		原子力安全対策課		
	情報収集班	(情報分析担当)				危機対策課	
		・災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事	危機対策課				
		・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事	危機対策課				
		・統括調整部各班及び災害対策本部各部が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事	危機対策課				
		・重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事	危機対策課				
		・地図情報の統括に関する事	危機対策課				
		・市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	危機対策課				
		・気象・地象情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事	危機対策課				
		・市町村への情報提供（一斉FAX/総合防災情報システム）に関する事	危機対策課				
		・県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事	危機対策課				
	ライフライン・交通情報班	・災害速報の消防庁への報告に関する事	危機対策課	原子力安全対策課	原子力安全対策課		
		・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事	危機対策課				
		・初期期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事	危機対策課				
		・報道モニタリングに関する事	広報広聴課				
		・市町村、柏崎市消防本部との連絡に関する事	原子力安全対策課				
		・防災センターと県庁の連絡に関する事	原子力安全対策課				
		・交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事	交通政策課			交通政策課	
		・ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事	産業振興課・消防課・生活衛生課				
		広域応援・救助班	・救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事			危機対策課・消防課	消防課
			・ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事			危機対策課	
・救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事	危機対策課						
・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事	危機対策課・消防課						
・避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター、船艇等の確保に関する事	危機対策課・消防課						
・避難実施時の避難者の搬送に関する事	危機対策課						
原子力対策班	・発電所との連絡及び事故情報の把握に関する事	原子力安全対策課	原子力安全対策課				
	・防災センターの設営及び運営に関する事	原子力安全対策課					
	・国対策本部との報道発表内容の調整に関する事	原子力安全対策課					
	・避難の総合的な進行管理に関する事	原子力安全対策課					
	・避難退避指示内容の検討に関する事	原子力安全対策課					
	・運送事業者への避難住民の運送要請及び調整に関する事	原子力安全対策課					
	・避難における国・他の地方公共団体への要請に関する事	原子力安全対策課					
	・市町村が行う避難誘導への支援に関する事	原子力安全対策課					
	・避難誘導における関係機関との連絡調整に関する事	原子力安全対策課					
	・避難者の復帰に関する事	原子力安全対策課					
	・住民等の避難、退避及び立入制限の連絡に関する事	原子力安全対策課					
	・放射性物質による汚染の除去及び除染に関する事	原子力安全対策課					

別表4 原子力災害対策本部統括調整部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

部	局・グループ・班	分 掌 事 務	対応既存部課	窓口課 【注2】	
統括調整部	環境調査班	・緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事	放射能対策課	放射能対策課	
		・緊急時環境放射線モニタリングの結果等に基づく線量の評価に関する事	放射能対策課		
		・防護対策区域の検討に関する事	放射能対策課		
	総務局	・災害対策本部会議の開催に関する事			防災企画課
		・関係機関連絡員室の設置に関する事			
		・災害対策本部、地方本部等の人員調整に関する事	人事課		
		・本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事	人事課		
		・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事	管財課		
		・地方本部等の運営支援に関する事	防災企画課		
		・内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に関する事	危機対策課		
		・国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事	人事課		
		・国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舍確保に関する事	人事課		
		・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事	市町村課		
		・自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事	危機対策課		
		・県有車両及び船舶の集中管理に関する事	管財課・防災企画課		
		・緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事	危機対策課・県警本部		
		・災害用通信施設の機能確保に関する事	管財課		
		・通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事	管財課		
		・自衛隊の通信支援の受入れに関する事	管財課・危機対策課		
		・災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事	防災企画課		
		・災害対策関係予算に関する事	防災企画課		
		・災害対策本部の経理に関する事	防災企画課		
		・自衛隊活動経費に係る調整に関する事	危機対策課		
	・他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事	防災企画課			
	・激甚災害に関するとりまとめに係る業務	防災企画課			
	・国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に関する事	防災企画課			
	渉外局	・災害対応に係る市町村の行財政運営に係る助言に関する事	市町村課		政策課
		・被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事	市町村課		
		・海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事	国際課		
		・被災地の視察、慰問、激励等に関する事	秘書課		
		・大臣等主要来県者の接遇に関する事	秘書課		
		・国の機関、国会議員等の視察に関する事	政策課		
		・外国からの視察に関する事	国際課		
		・他都道府県の議員の視察に関する事	議会事務局		
		・他都道府県の職員の視察に関する事	政策課		
		・国現地対策本部との連絡調整に関する事	政策課		
	・国への要望に関する事	政策課			
	広報局	・報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事	広報広聴課		広報広聴課
		・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事	広報広聴課		
		・生活関連情報の提供に関する事	広報広聴課		
		・県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事	広報広聴課		
		・報道機関への緊急報道要請に関する事	広報広聴課		
・報道機関からの照会に対する対応に関する事		広報広聴課			
・地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事		広報広聴課			
・県ホームページを活用した各種情報提供に関する事		情報政策課			
・在県外国人への情報提供に関する事		国際課			
・安否情報の提供及び安否情報システム利用等の周知に関する事		情報政策課			
・被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事		広報広聴課			
・写真等による情報の収集及び記録対応に関する事		広報広聴課			
・災害の記録及び資料の収集に関する事	広報広聴課				

別表4 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

【注1】本部の業務は、本部要員が本部事務室で行うが、必要に応じて本部各班の指示の下に、既存部課にも担当してもらうこととなる。その場合の担当既存部課を定めたもの。

【注2】災害対策本部体制縮小後の各班等業務の取りまとめや連絡の窓口となる既存課を定めたもの。

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
保健医療教育部	統括調整員	・部内の総合調整に関する事		病院局総務課
		・統括調整部との連絡調整に関する事		
	医療活動支援班	・部所管事務の進捗状況の把握に関する事		
		・初動時の緊急医療体制の確立に関する事	医務薬事課	医務薬事課
		・市町村救護所開設状況等の関係機関への提供に関する事	医務薬事課	
		・医療機関の活動状況に関する情報収集及び提供に関する事	医務薬事課・病院局	
		・災害保健対策現地本部の設置に関する事	医務薬事課	
		・県医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）及び県歯科医療救護班の派遣に関する事	医務薬事課・病院局	
		・災害保健対策現地本部への職員派遣等の活動支援に関する事	医務薬事課	
		・救護センターの設置及び医療活動に関する事	医務薬事課	
		・患者搬送に係る広域的搬送体制の確保に関する事	医務薬事課	
		・医師等医療従事者の確保に関する事	医務薬事課・病院局	
		・医師会及び日本赤十字社に対する死体検案及び処理に係る応援要請に関する事	医務薬事課	
		・関係機関への医療資器材の供給要請に関する事	医務薬事課・病院局	
		・棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事	生活衛生課	
		・霊柩車、骨壺等の手配に関する関係団体への応援要請に関する事	生活衛生課	
		・医療機関への医療活動情報の提供に関する事	医務薬事課・病院局	
		・医療従事者の派遣調整に関する事	医務薬事課	
		・他都道府県及び国への医療活動支援要請に関する事	医務薬事課	
		・医療関係団体への医療活動支援要請に関する事	医務薬事課	
		・市町村救護所で行われる医療活動の活動支援に関する事	医務薬事課	
		・被災地隣接医療圏における後方医療活動支援（職員及び救護班の派遣等）に関する事	医務薬事課・病院局	
	・後方病院における医療救護活動に関する事	医務薬事課・病院局		
	保健福祉班	・防疫及び保健衛生対応に必要な情報の収集に関する事	健康対策課	健康対策課
		・巡回保健班の編制及び循環計画の策定並びに健康相談の実施に関する事	福祉保健課	
		・各種保健指導の実施に関する事	健康対策課	
		・災害防疫対策本部の調整に関する事	健康対策課	
		・健康調査及び健康診断の実施に関する事	健康対策課	
		・感染症対策に関する事	健康対策課	
・臨時予防疫種及び検診の実施に関する事		健康対策課		
・市町村対応の防疫保健衛生対応の県による代替に関する事		健康対策課		
・各種防疫指導の実施に関する事		健康対策課		
・各種栄養相談及び指導の実施に関する事		健康対策課		
・防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請に関する事		健康対策課		
・災害時要援護者（施設入所者を含む。）の被災状況の把握に関する事		福祉保健課・高齢福祉保健課・健康対策課・障害福祉課・国際課		
・保健師等の派遣に関する事		福祉保健課		
・市町村が行う被災した災害時要援護者の日常生活支援対応に係る指導及び助言に関する事		福祉保健課		
・社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関する事		福祉保健課・高齢福祉保健課・障害福祉課		
・災害時要援護者に対する巡回相談等の実施に関する事		福祉保健課		
・災害時要援護者の対応に係る市町村支援（職員派遣等）に関する事		福祉保健課		
・災害時要援護者の居住家屋の雪下ろし及び除雪対応の実施に関する事	福祉保健課			
・手話通訳者の派遣に関する事	障害福祉課			
・点字資料の作成に関する事	障害福祉課			
・心のケア対策に関する事	障害福祉課			



別表4 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
保健医療教育部	衛生廃棄物班	・生活環境整備に係る市町村担当部局との連携調整に関する事	生活衛生課	廃棄物対策課
		・食品衛生班の編制に関する事	生活衛生課	
		・緊急食品の配給に係る食品衛生確保に関する事	生活衛生課	
		・給水班の編制及び給水活動の実施に係る関係団体への要請及び連携調整に関する事	生活衛生課	
		・水質班の編制及び水質検査の実施に係る関係団体への要請及び連携調整に関する事	生活衛生課	
		・食品衛生協会との連携調整に関する事	生活衛生課	
		・被災地における愛玩動物の保護対策に関する事	生活衛生課	
		・市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握に関する事	廃棄物対策課	
		・廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関する事	廃棄物対策課	
		・ゴミ処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関する事	廃棄物対策課	
		・し尿処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関する事	廃棄物対策課	
		・他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請に関する事	廃棄物対策課	
		・仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事	廃棄物対策課	
		・飲料水及び飲食物の摂取制限に関する事	生活衛生課	
	・水道事業者等に対する給水制限命令に関する事	生活衛生課		
	・上水道の測定に関する事	生活衛生課		
	教育対策班	・臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事	文書私学課・教育庁総務課・義務教育課・高等学校教育課	教育庁総務課
		・教育活動の再開に係る検討に関する事	義務教育課・高等学校教育課	
		・教職員の派遣に関する事	教育庁総務課・義務教育課・高等学校教育課	
		・文化財等の被害状況の把握に関する事	文化行政課	
・児童及び生徒の被害状況の把握に関する事		文書私学課・義務教育課・高等学校教育課		
・校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事		文書私学課・義務教育課・高等学校教育課		
・教科書、学用品等の調達及び斡旋に関する事		義務教育課・高等学校教育課		
・児童及び生徒に対する心のケアに関する事		義務教育課・高等学校教育課		
・校庭、グラウンド等の土壌測定に関する事	文書私学課・義務教育課・高等学校教育課			
緊急時医療本部	・緊急被ばく医療の実施に関する事	医務薬事課	医務薬事課	
	・医療機器及び医薬品の確保に関する事	医務薬事課		
部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
被災者救援部	統括調整員	・部内の総合調整に関する事		県民生活課
		・統括調整部との連絡調整に関する事		
		・部所管事務の進捗状況の把握に関する事		
	被災者情報管理班	・被災者（在宅者を含む）のニーズ把握（被災者現況リスト）取りまとめに関する事	広域支援対策課・防災企画課	震災復興支援課
		・被災者現況リストの作成に係る市町村・地方本部との連携・協力に関する事	震災復興支援課・防災企画課	
		・被災者現況把握に係る県職員、市町村職員応援派遣の総務局との調整に関する事	防災企画課	
		・安否情報不明者（治安対策部とりまとめ）との突合等に関する事	防災企画課	

別表4 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
被災者救援部	避難者対策班	・避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する事	市町村課	福祉保健課
		・避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事	市町村課	
		・教育施設における避難所開設の協力に関する事	財務課・義務教育課 ・高等学校教育課	
		・ユニットハウス、自衛隊テント等の簡易避難資機材の幹旋及び管理に関する事	危機対策課	
		・避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事	防災企画課	
		・市町村が行う避難所外避難者の状況調査への協力に関する事	防災企画課	
		・旅行者の避難所受入れに関する事	観光振興課	
		・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事	生活衛生課	
	・福祉避難所開設等支援に関する事	福祉保健課・高齢福祉保健課・障害福祉課		
	災害ボランティア調整班	・県災害救援ボランティア本部に対する支援に関する事	県民生活課	県民生活課
		・市町村ボランティア本部との連携調整に関する事	県民生活課	
		・総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関する事	県民生活課	
		・ボランティアの要請、受入れ、登録及び派遣に係る調整に関する事	県民生活課	

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】
食料物資部	統括調整員	・部内の総合調整に関する事		農業総務課
		・統括調整部との連絡調整に関する事		
		・部所管事務の進捗状況の把握に関する事		
	食料班	・市町村からの食料供給応援要請の受付及び把握に関する事	食品流通課	食品・流通課
		・食料供給に係る協定締結団体等への要請に関する事	食品流通課 ・防災企画課	
		・食料品供給に係る被災地外市町村への供給調整及び幹旋に関する事	食品流通課	
		・自衛隊及び日本赤十字社に対する食料品の供給又は炊き出しの要請に関する事	防災企画課・危機対策課	
		・他都道府県への食料供給に係る応援要請に関する事	防災企画課	
		・国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事	食品流通課	
		・食料の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事	食品流通課	
		・県備蓄物資の供給に係る決定及び指示に関する事	防災企画課	
		・受入食料の供給に係る決定及び指示に関する事	食品流通課	
	救援物資班	・市町村からの生活必需品等供給応援要請の受付及び把握に関する事	商業振興課	商業振興課
		・生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事	防災企画課	
		・生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び幹旋に関する事	商業振興課	
		・日本赤十字社に対する生活必需品等の供給の要請に関する事	防災企画課	
		・他都道府県への生活必需品等供給に係る応援要請に関する事	商業振興課	
		・国の機関に対する生活必需品等供給に係る応援要請に関する事	商業振興課	
		・生活必需品販売者に対する適正価格での供給指導に関する事	消費者行政課	
		・物資の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事	商業振興課	
		・生活必需品等の調達に係る東京事務所及び大阪事務所との調整に関する事	政策課・産業政策課	
		・寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事	商業振興課	
		・生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事	広報広聴課	
	輸送調整班	・食料物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定に関する事	港湾振興課	港湾振興課
		・食料物資の輸送に係る車両船舶等の調達幹旋に関する事	港湾振興課	
		・食料物資の航空輸送の調達手配に関する事	空港課	
		・臨時ヘリポートの確保に関する事	港湾振興課	
		・トラクターミナルの確保に関する事	港湾振興課	
		・食料物資の輸送に係る港湾及び漁港の利用に関する事	港湾整備課・漁港課	
		・食料物資の輸送に係る空港の時間外使用許可に関する事	空港課	
		・北陸信越運輸局等関係機関との連携調整に関する事	交通政策課	
		・鉄道事業者への輸送応援要請に関する事	交通政策課	
		・食料物資の一次集積場所及び輸送中継基地の確保に関する事	港湾振興課	
・輸送中継基地と避難所との食料物資要望状況等の連携に関する事		港湾振興課		
・配送先別の仕分けに関する事		港湾振興課		
・小型車両、ヘリコプター等への積み替え及び発送に関する事		港湾振興課		
・食料物資の供給に係るボランティアとの協働対応に関する事		県民生活課		
・住民等の輸送に係る車両の確保に関する事		交通政策課		

別表4 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	
生活 基盤 対策 部	統括調整員	・部内の総合調整に関すること		監理課	
		・統括調整部との連絡調整に関すること			
		・部所管事務の進捗状況の把握に関すること			
	公共土木 対策班	・各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		監理課
		・交通規制（陸上及び海上）の実施及び迂回路等の策定に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
		・パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
		・各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
		・危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
		・各施設の応急復旧の実施及び調整に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
		・市町村の行う上下水道復旧活動への支援及び関係機関への応援要請に関すること	生活衛生課 ・下水道課		
		・障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
		・河川水、工業用水、汚泥等の測定に関すること	土木部・交通政策局 各施設所管課		
	農林水産 ・農地対策班	・各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること	農林水産部・農地部 各施設所管課		農業総務課 農地管理課
		・各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること	農林水産部・農地部 各施設所管課		
		・危険箇所に係る立入制限措置等の実施に関すること	農林水産部・農地部 各施設所管課		
		・被災施設の応急復旧の実施及び調整に関すること	農林水産部・農地部 各施設所管課		
		・農林畜水産物の測定、汚染農林畜水産物の流通規制に関すること	食品流通課		
		・農林畜水産業（施設を含む）の被害状況の収集及び関係機関への情報提供に関すること	農業総務課・経営普及課・林政課・畜産課・水産課		
		・二次災害防止のための農業協同組合、農家等への指導又は指示に関すること	経営普及課		
		・応急対策の実施又は農業協同組合、農家等による応急対策の実施に係る指導に関すること	農林水産部・農地部各施設所管課		
・復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること		農産園芸課・経営普及課			
・所管する施設が、避難施設にあてられた場合の措置に関すること		農林水産部・農地部 各施設所管課			
・農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農地部				
生活 再建 支 援 部	統括調整員	・部内の総合調整に関すること		産業政策課	
		・統括調整部との連絡調整に関すること			
		・部所管事務の進捗状況の把握に関すること			
	生活再建 支 援 班	・雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること	労務雇用課		防災企画課
		・生活関連物資等の需給及び価格状況の調査及び監視に関すること	消費者行政課		
		・県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること	税務課		
		・各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること	広報広聴課		
		・各種支援計画の実施窓口の開設に関すること	広報広聴課		
		・各種支援策に係る住民への周知に関すること	広報広聴課		
		・災害弔慰金、災害傷害見舞金及び災害援護資金に関すること	防災企画課		
		・被災者生活再建支援法に関すること	防災企画課		
		・県単生活再建支援制度に関すること	防災企画課		
		・住宅の応急修理の実施に関すること	防災企画課		
・県単応急修理制度に関すること	防災企画課				
・生活必需品の適正価格での供給に係る販売者に対する指導に関すること	県民生活課				
・家屋被害調査に係る支援業務	税務課				

別表4 原子力災害対策本部各部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧（複合災害時）

部	班	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	
生活再建支援部	住宅確保対策班	・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な情報の収集に関すること	建築住宅課・防災企画課	建築住宅課	
		・災害救助法に基づく応急仮設住宅の関係団体等との連絡調整に関すること	建築住宅課		
		・公営住宅の被災者への提供に係る調整に関すること	建築住宅課		
		・住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関すること	建築住宅課		
		・民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること	都市政策課		
		・応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること	建築住宅課		
		・被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関すること	都市政策課		
	事業再建支援班	・被災した農家、畜産家、林業家、漁家等に対する支援対応に関すること	経営普及課・畜産課・林政課・水産課	産業政策課	
		・二次被害防止のための指示及び要請に関すること	経営普及課・畜産課・林政課・水産課		
		・関係団体等への支援及び協力の要請に関すること	当該関係団体所管課		
		・相談窓口の開設に関すること	産業政策課・農業総務課		
		・セーフティネット指定に向けた調査の実施に関すること	商業振興課		
		・金融対策（災害復旧資金制度の創設等）に関すること	商業振興課・農業総務課・経営普及課		
		・事業再開に係る支援（専門家の派遣等）に関すること	経営普及課・畜産課・林政課・水産課・産業政策課・産業振興課・商業振興課		
		・共同施設等の復旧支援に関すること	農林水産部施設所管課		
	義援金受入配分班	・義援金の受付受入窓口の開設に関すること	出納局	出納局管理課	
		・義援金受付受入れの周知に関すること	出納局		
		・義援金受領証の発行に関すること	出納局		
		・義援金の公表に関すること	出納局		
		・礼状の作成及び送付に関すること	出納局		
		・義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関すること	震災復興支援課・福祉保健課		
治安対策部	統括調整員	・部内の総合調整に関すること	県警本部	警備第二課	
		・統括調整部との連絡調整に関すること	県警本部		
		・部所管事務の進捗状況の把握に関すること	県警本部		
	警備・交通地域対策班	・災害警備活動に関すること	県警本部		警備第二課
		・県及び新潟県警察災害警備本部との連絡調整に関すること	県警本部		
		・他機関との連絡調整に関すること	県警本部		